

【資料9】

国からの情報提供

事務連絡
令和2年5月25日

東北6県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）、仙台市
河川担当課長 殿

国土交通省 東北地方整備局
河川部 地域河川課長

新型コロナウイルスが収束しない中での災害時の避難について

平素より河川行政の円滑な遂行にご協力いただきありがとうございます。
昨年度から新型コロナウイルス感染が世界中で拡がり、日本でも本年4月7日「新型コロナウイルス感染症 緊急事態宣言」が発令されました。現在は43府県が解除され、残り5都道県についても本日解除される予定と報道されております。

しかしながら、新型コロナウイルスが完全に収束していない状況の中、洪水、土砂災害が多発する時期が近づいております。

内閣府でも「新型コロナウイルスが収束しない中での災害時の避難について」検討され、各都道府県防災部局を通して、市町村の防災部局に対して、避難のあり方について各種通知文が発出されております。

つきましては、河川管理者からも出水期を前に、改めて沿川市町村に対して「新型コロナウイルスが収束しない中での災害時の避難」が適切に実施されるように、大規模氾濫減災対策協議会を通じて、周知いただくようお願いいたします。なお、既に大規模氾濫減災対策協議会が開催済の場合は、協議会の事務局からメール等により周知をお願いいたします。

詳細は、別紙資料を参考にしてください。

本通知については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245号の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

(問合せ先)

地域河川課 課長補佐佐藤、計画係長虻川

別 紙

内閣府から発出された文書に基づき、各市町村において防災部局、建設部局が連携して、適切な避難に向けて、取り組んでいただきたい。

内閣府の防災情報ホームページ（通知文が公表されている）

<http://www.bousai.go.jp/>

なお、内閣府からの発出文書が多数あるため、参考までに以下のとおり集約したので、参考にされたい。

■ 「避難上における新型コロナウイルス感染症」に対する今後の方針に関する通知

【資料①】、【資料②】 通知文書

- ・可能な限り多くの避難所の開設（ホテルや旅館等の活用）
- ・親戚や友人の家等への避難の検討
- ・避難所での感染症対策

■ より多くの避難所確保に向けた「ホテル・旅館等の活用」に関する通知

【資料④】、【資料⑦】、【資料⑧】

- ・【資料①、②】で通知のあった「災害時により多くの避難所を開設」に向け、「ホテル、旅館や各省庁及び独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等」を活用するための具体的な通知文書。

■ 新型コロナウイルス感染症が収束しない中での「災害時の避難の5つのポイント」

【資料⑤】

- ・新型コロナウイルスが収束していない中で、災害発生時の避難について、わかりやすくとりまとめたチラシ。
- ・各自治体職員及び地域住民に広く周知
例）ホームページやSNSによる広報、避難所予定場所や住民が集まる場所での配布等

■ 避難所での感染症対策

【資料⑥】【資料⑥-1】【資料⑥-2】【資料⑥-3】

- ・躊躇なく住民が安心して避難所に避難できるように、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所の具体例を【資料⑥】で通知。
- ・【資料⑥-1、2、3】については、【資料⑥】通知文の他、参考となる資料を送付。
- ・上記資料を参考に、自治体ごとに検討・実施する必要がある。

別 紙

「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応」に関する通知文書及び参考資料

(送付資料)

【資料①】 R20401 内閣府通知

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について

【資料②】 R20407 内閣府通知

避難所における新型コロナウイルス感染症へのさらなる対応について

【資料③】 R20421 内閣府通知

「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について

【資料④】 R20428 内閣府通知

新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用
に向けた準備について

【資料⑤】 R20515 内閣府

(周知チラシ) 新型コロナウイルス感染症が収束しない中における災害時の避難について

【資料⑥】 R20521 内閣府通知

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について

【資料⑥-1】 (参考資料)

「C O V I D - 1 9 潟での水害避難所設置について」 避難所・避難生活学会

【資料⑥-2】 (参考資料)

【簡易版】 避難所開設での感染を防ぐための事前準備 チェックリスト 人と防災未来センター

【資料⑥-3】 (参考資料)

【手引き版】 避難所開設での感染を防ぐための事前準備 チェックリスト 人と防災未来センター

【資料⑦】 R20521 内閣府通知

新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての各省庁及び独立行政法人、
民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用等について

【資料⑧】 R20521 内閣府通知

新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての研修所、宿泊施設等の貸
出の協力依頼について

【資料①】

府政防第 779 号
消防災第 62 号
健感発 0401 第 1 号
令和 2 年 4 月 1 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 防災担当主管部（局）長 殿
衛生主管部（局）長

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
(公印省略)

消防庁国民保護・防災部
防災課長
(公印省略)

厚生労働省健康局
結核感染症課長
(公印省略)

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症については、日本国内においても感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生しており、今後、爆発的な感染拡大を伴う大規模な流行につながりかねない状況にあります。このような中、貴殿におかれましても、国民の生命を守るため、まん延防止や医療の提供等、新型コロナウイルス感染症への対策に日々ご尽力いただき、誠にありがとうございます。

政府としては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和 2 年 3 月 28 日新型コロナウイルス感染症政府対策本部決定) (以下「基本的対処方針」という。) により、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の意見をくみ取りつつ、協力して対策を進めているところです。

こうした状況において災害が発生し避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策に万全を期すことが重要となってきます。ついては、発生した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等も検討していただくようお願ひいたします。

また、発生した災害やその地域の実情に応じ、避難者に対して手洗い、咳エチ

ケット等の基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意するようお願いします。

発災時には政府としても、基本的対処方針に基づき、感染症対策に必要な物資・資材の供給等必要な支援を行うこととしております。

なお、対策を講ずるに当たっては、既にご承知おきのこととは思いますが、以下のホームページも参考にしてください。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

(参考)

- ・新型コロナウイルスに関する Q & A （一般の方向け）（厚生労働省 H P）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

- ・新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房 H P）

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

- ・一般市民向け新型コロナウイルス感染症に対する注意事項

（日本環境感染学会 H P）

http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jspc/2019ncov_ippan_200203.pdf

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付

赤司、長谷川、秋吉

TEL:03-3015-91 (直通)

消防庁国民保護・防災部防災課

神田、館野（たての）

TEL:03-5237-225 (直通)

厚生労働省健康局結核感染症課

加藤

TEL:03-3952-227 (直通)

【資料②】

令和2年4月7日
事務連絡

各 都道府県
保健所設置市
特別区 防災担当主管部（局）長 殿
衛生主管部（局）長

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長
厚生労働省健康局結核感染症課長

避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について

新型コロナウイルス感染症については、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきているところであり、本日、7都府県に新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われました。こうした状況において災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年4月1日付け）を通知したところです。

このたび、避難所における新型コロナウイルス感染症として、当該通知の内容を補充するため、下記のとおり留意事項を取りまとめました。平時の事前準備及び災害時の対応の参考としていただけるようお願いします。

なお、発災時には政府としても、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年4月7日新型コロナウイルス感染症対策本部改定）に基づき、感染症対策に必要な物資・資材の供給等必要な支援を行うこととしております。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

（可能な限り多くの避難所の開設）

- ・発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用等も検討すること。

（親戚や友人の家等への避難の検討）

- ・災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家等への避難を検討していただくことを周知すること。

（自宅療養者等の避難の検討）

- ・自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応については、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討すること。

（避難者の健康状態の確認）

- ・避難者の健康状態の確認について、保健福祉部局と適切な対応を事前に検討の上、「避難所における感染対策マニュアル」※における症候群サーベイランスの内容も参考として、避難所への到着時に行うことが望ましい。

- ・また、避難生活開始後も、定期的に健康状態について確認すること。

※ 避難所における感染対策マニュアル 2011年3月24日版

平成22年度厚生労働科学研究費補助金

「新型インフルエンザ等の院内感染制御に関する研究」研究班（主任研究者 切替照雄）
作成

(手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底)

- ・避難者や避難所運営スタッフは、頻繁に手洗いとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底すること。

(避難所の衛生環境の確保)

- ・物品等は、定期的に、および目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整えること。

(十分な換気の実施、スペースの確保等)

- ・避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意すること。

(発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保)

- ・発熱、咳等の症状が出た者は、専用のスペースを確保すること。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保することが望ましい。
- ・同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、新型コロナウイルス感染症を想定した場合には、望ましくない。やむを得ず同室にする場合は、パーテイションで区切るなどの工夫をすることが望ましい。
- ・症状が出た者の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- ・避難所のスペースの利用方法等について、事前に関係部局や施設管理者等と調整を図ること。

(避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合)

- ・新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応については、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討すること。

※「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成25年8月(平成28年4月改定)内閣府(防災担当))において、「感染症を発症した避難者の専用のスペースないし個室を確保することが適切であること」と記載しており、また、「避難所運営ガイドライン」(平成28年4月 内閣府(防災担当))において、「感染症患者が出た時の部屋を確保する」と記載しているが、新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意すること。

(参考)

- ・新型コロナウイルスに関するQ&A(一般の方向け)(厚生労働省HP)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html
- ・新型コロナウイルス感染症の対応について(内閣官房HP)
https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html
- ・一般市民向け新型コロナウイルス感染症に対する注意事項
 (日本環境感染学会HP)
http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/2019ncov_ippan_200203.pdf

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、秋吉
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、館野（たての）
TEL 03-5253-7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課
加藤
TEL 03-3595-2257（直通）

【資料③】

府政防第 819 号
消防災第 72 号
令和 2 年 4 月 21 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長
(公印省略)

「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について（通知）

平素より、防災行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

政府では、令和元年台風第 19 号（令和元年東日本台風）等による豪雨災害を踏まえ、中央防災会議防災対策実行会議「令和元年台風第 19 号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」において「令和元年台風第 19 号等を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」（以下「報告書」という。）を取りまとめました。

（報告書：http://www.bousai.go.jp/fusui_gai/typhoonworking/index.html）

報告書では、令和元年台風第 19 号等の教訓を踏まえ、「自らの命は自らが守る」意識を一人一人に醸成させるべく、令和 2 年度出水期までに、避難行動を促す防災の理解力（以下「避難の理解力」という。）を向上させるための普及啓発活動「避難の理解力向上キャンペーン」を行う必要性が示されました。当該キャンペーンは、市町村が日本全国の各戸にハザードマップ、避難行動判定フロー、避難情報のポイントを配布又は回覧するほか、教育機関や福祉関係者等が避難行動判定フロー等を活用し避難に関する理解を促進し、また、社員等が不要不急の外出を控えることができるよう民間企業がテレワーク・時差出勤・計画的休業等を促進する等、あらゆる主体が参画し、令和 2 年度出水期までに、国民に対し避難に関する理解の普及啓発を行うものです。（当該キャンペーンの全内容は参考資料 1 を参照して下さい）

貴職におかれましては、本キャンペーンに関し、下記事項を推進するためご尽力いただくとともに、その旨を貴都道府県関係部局及び管内市町村に対して周知し、本キャンペーンへの参画を働きかけ、今後の住民の避難対策に万全を期していただきますようお願いします。

ただし、現在新型コロナウイルスの感染拡大への対応が急務である状況を鑑み、キャンペーンの実施に当たっては、当面、地域の実情に応じて可能な範囲・方法で実施いただきますようお願いします。

なお、避難所における新型コロナウイルス感染症対策に万全を期す必要があることから、先日「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和 2 年 4 月 1 日府政防第 779 号、消防災第 62 号、健感発 0401 第 1 号）を通知し、また 4 月 7 日に事務連絡「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」を発出しておりますので、平時の事前準備及び災害時の対応の参考としていただきますようお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 避難の理解力向上キャンペーンの取組

「自らの命は自らが守る」意識を国民一人一人に醸成するため、令和2年度出水期までに、避難に関する普及啓発活動「避難の理解力向上キャンペーン」をあらゆる主体が参画し日本全国で展開する。ただし、現在新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、人ととの接触を徹底的に低減することが求められており、キャンペーンの実施により、人との接触が回避できない場合や「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）が生じうる場合等においては、感染拡大防止のため、その状況の回避若しくは延期又は中止を検討されたい。

（1）ハザードマップ、避難行動判定フロー、避難情報のポイントの周知

「自らの命は自らが守る」意識を国民一人一人に醸成するためには、住民に、平時より地域の災害リスクを認識してもらい、災害時にとるべき行動について理解してもらうことが重要である。このため、以下の取組を実施することとする。

- ① 市町村は、住民一人一人が地域における水害・土砂災害に関するリスクを確認できるよう、ハザードマップを各戸に配布又は回覧すること。
- ② 市町村は、住民自らが自宅の災害リスクを踏まえとるべき行動を判断するための「避難行動判定フロー（参考資料2）」、及び警戒レベル等の避難情報を読み解き避難するタイミングを判断するための「避難情報のポイント（参考資料3）」を、ハザードマップと合わせて各戸に配布又は回覧すること。また、現在新型コロナウイルスの感染拡大への対応が急務であり、避難所での感染拡大を防ぐ観点から、これら資料に記載の「『避難』とは『難』を『避』けることであり、安全な場所にいる人は避難場所に行く必要がない」ことや「安全な親戚・知人宅も避難先となり得ること等について住民の理解を促すこと。

参考資料2、3：

http://www.bousai.go.jp/fusui_gai/typhoonworking/pdf/houkoku/campagn.pdf

- ③ 避難訓練や出前講座など、住民等が参加する防災に関するイベント等を実施する場合には、避難行動判定フロー等を活用するなど、住民の避難の理解力向上に努めること。

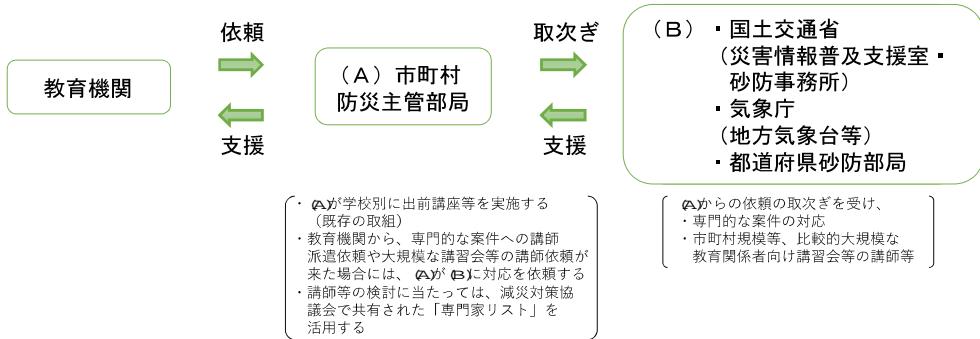
（2）水害・土砂災害のリスクのある小・中学校における防災教育の支援

「自らの命は自らが守る」意識が醸成された地域社会を構築するためには、子供のころから地域の災害リスク等を知ることや命を守る行動を実践的に学ぶことが重要である。全国の水害・土砂災害リスクのある全ての小・中学校において、毎年、梅雨や台風の時期を迎える前までを目途に避難訓練と合わせ防災教育を実施することとなっている。そのため、防災主管部局としてその取組を支援すること。例えば、以下の支援が考えられる。

- ① 教育機関等からの依頼に応じ、「避難行動判定フロー」及び「避難情報のポイント」について説明すること。
- ② 教育機関等からの依頼に応じ、防災主管部局が行う出前講座等により、防災教育の内容面の充実を支援すること。
- ③ 教育機関等から専門的な案件について講師派遣や講演を依頼された際には、国土

交通省河川事務所(災害情報普及支援室)及び砂防事務所・都道府県砂防部局・気象台等が支援する用意があることから、必要に応じ、それら国及び都道府県の機関に取り次ぐこと。その際、大規模氾濫減災協議会等を通じて共有されている国土交通省や気象庁が作成した専門家リストを活用すること。

※既存の依頼ルート・支援体制がある場合はこの限りではない。



④ 必要に応じ、都道府県及び市町村の教育部局に対し、防災教育に活用できる以下の参考教材を説明すること。

- ・(内閣府) 警戒レベルに関する映像資料（令和元年度作成）

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hi_nankankoku/h30_hi_nankankoku/guide/index.html

- ・(国土交通省) 防災教育ポータル

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/index.html>

- ・(気象庁) 防災教育に使える副教材・副読本ポータル

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/fukukyouzai/index.html>

- ・(文部科学省) 学校安全ポータルサイト

<https://anzenkyouiku.next.go.jp/>

⑤ 必要に応じ、都道府県及び市町村の教育部局に対し、防災教育の授業に活用できる以下のツールを説明すること。

- ・避難行動判定フロー（再掲）

- ・災害・避難カード：災害時に避難すべき場所、避難時に持参する薬、誰と一緒に避難するか等を書き込んだ名刺タイプ(携帯可能なサイズ)のカードのこと。

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hi_nankankoku/sai_gai_jirei_syu.html

- ・マイ・タイムライン：住民一人ひとりのタイムラインであり、台風の接近によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、とりまとめるもの。

<https://nytineonline.river.or.jp/>

なお、本通知を踏まえ、文部科学省から都道府県及び市町村の教育機関に対し、防災教育におけるこれら支援（新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた留意点を含む。）があることについて、別途通知予定。

(3) 福祉関係者等との連携による高齢者や障害者の方々の避難の理解力向上に向けた取組

台風第19号等においては多くの在宅の高齢者や障害者の方々が被災されており、こうした方々が事前に自宅の災害リスクを把握することで、災害時に適切な避難行動をとることが期待される。このため、都道府県及び市町村の防災主管部局・福祉部局、福祉関係者等が連携のもと、以下の取組を推進すること。

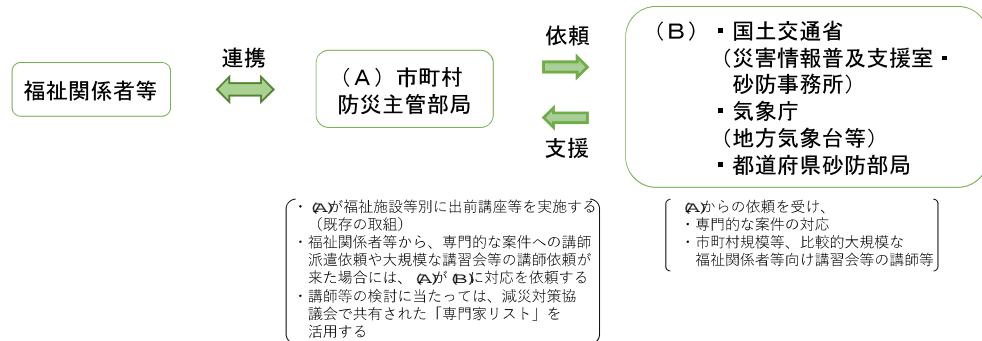
なお、本取組に関して、福祉専門職の職能団体等に対し、関係府省から別途協力依頼を行うとともに、都道府県及び市町村の防災主管部局及び福祉部局等に対し、実施方法等の詳細（新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた留意点を含む。）について別途通知予定。

- ・ 福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員等の福祉関係者等が担当する高齢者や障害者宅を訪問する際に、自宅の災害リスク等についてハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもらう。

以上の取組の実施にあたっては、防災主管部局として、以下のような支援を行うこと。

- ① 福祉関係者等に対し、「避難行動判定フロー」及び「避難情報のポイント」について説明すること。
- ② 福祉関係者等に対し、出前講座等により、福祉関係者等の避難等に関する理解力を向上させること。
- ③ 福祉関係者等から専門的な案件について講師派遣や講演を依頼された際には、国土交通省河川事務所（災害情報普及支援室）及び砂防事務所・都道府県砂防部局・気象台等が支援する用意があることから、必要に応じ、それら国及び都道府県の機関に取り次ぐこと。その際、大規模氾濫減災協議会等を通じて共有されている国土交通省や気象庁が作成した専門家リストを活用すること。

※既存の依頼ルート・支援体制がある場合はこの限りではない。



(4) 広域避難の対象となる住民等への周知啓発

広域避難を計画している市町村においては、広域避難の対象となる住民等に対し、地域の災害リスクや広域避難を含むるべき行動等への理解を促進するため、上記「避難の理解力向上キャンペーン」において、大規模災害時の広域避難の必要性や親戚・知人宅等の自主的な避難先の確保等について周知を図ること。

2. 災害時の情報伝達の改善の取組

- ① 「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府、平成31年3月改訂）」において、警戒レベル4避難指示（緊急）は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて、緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に運用するものとしており、必要に応じて避難情報の発令基準を改訂すること。
- ② 「全員避難」「命を守る最善の行動」については、災害時には、短い言葉で繰り返し呼びかけを行う必要がある。ただし必要に応じて、例えば3回に1回程度は「危険な場所から全員避難」等、補足的な呼びかけを行うこと。また、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域以外でも災害の危険があることについて呼びかけを行うこと。
- ③ 市町村は、災害時のアクセス増によりホームページにつながりにくくなることがないよう必要な対策を講じること。対策例は以下のとおり。
 - ・Webサイトの軽量化（災害時にホームページを文字情報のみとし負荷軽減）
 - ・ミラーサイトの準備（サーバーの負荷軽減のため同機能のサーバーを複数台準備）
 - ・キャッシュサイトの作成（検索エンジンに一時的にページを複製し誘導する）等
- ④ 避難勧告等を迅速かつ確実に住民に伝達するため、防災行政無線（同報）だけではなく、FM放送、ケーブルテレビ、携帯電話等の様々な災害伝達手段の整備を促進し、地域の特性にあわせて災害時の情報伝達の多重化・多様化を図ること。なお、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（平成30年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第2号）に記載のとおり、洪水等の災害時においては、特に河川敷にいるホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、河川管理者と福祉部局等は連絡調整し、配慮して対応することとなっていることを、ご承知おき頂きたい。

3. 避難場所の開設等に関する保険制度

災害時に、市町村が迅速かつ適切に避難勧告等を発令し、災害による被害の防止・軽減を図ることができるよう、避難場所の開設等に関する費用を補償する保険制度（全国市長会「防災・減災費用保険制度」、全国町村会「災害対策費用保険制度」）を活用すること等を検討すること。

4. 広域避難の実効性確保に向けた取組

市町村界を越えての広域避難が必要な地域においては、令和元年台風第19号を踏まえ、以下の点に留意し、広域避難の実効性確保に向けた取組を推進すること。

- ① 浸水想定区域が市町村の広範に及び当該市町村内では安全な避難場所等の確保が困難な場合や、隣接市町村への避難が有効な地区がある場合は、他市町村への広域避難の必要性について検討し、受け入れ先の市町村と協定等を結ぶなど、平時から連携を図ることが望ましい。
- ② 広域避難は通常の避難より準備・移動に時間を要することから、早めに関係者間の情報共有や意思決定、及び対象住民等への呼びかけを行うことが重要である。その際、避難に必要な時間（リードタイム）だけではなく、夜間や暴風時、鉄道計画運休等による移動困難性についても注意する必要がある。
- ③ 降雨・暴風等がどのように推移するかは毎回異なり、想定されていたタイミングよりも遅れて検討開始・発令等の基準に到達する場合があるため、柔軟な対応が可能な計画としておくことが重要である。
- ④ 広域避難への対応と並行して、想定通りに広域避難が行われず浸水域内に住民等が留まった場合において被害を最小化するための対応も検討しておく必要がある。

以上

<問合せ先>

- 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付
菅（すが） 風水害対策調整官、長野主査
TEL 03-5159-1160 FAX 03-5160-620
- 消防庁国民保護・防災部防災課
神田災害対策官、亀田係長
TEL 03-5237-65 FAX 03-5237-65

令和元年台風第 19 号等を踏まえた
水害・土砂災害からの避難のあり方について
(報告)

令和 2 年 3 月

中央防災会議 防災対策実行会議

令和元年台風第 19 号等による災害からの避難に関する
ワーキンググループ

6. 避難の理解力向上キャンペーン

- ・ 「自らの命は自らが守る」意識を国民一人一人に醸成するためには、平時より自らが置かれた災害リスクを認識してもらい、緊急時にとるべき行動について理解してもらうことが重要である。このため、令和2年度出水期までに、避難行動を促す普及啓発活動である「避難の理解力向上キャンペーン」をあらゆる主体に参画いただき日本全国で展開する。
 - ✓ ハザードマップ、避難行動判定フロー、避難情報のポイントの各戸配布等
 - ・ 市町村が、ハザードマップ、避難行動判定フロー、避難情報のポイントを各戸に配布又は配布が難しい場合は回覧する。
 - ・ 「避難行動判定フロー」とは、ハザードマップとあわせて確認することにより、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき避難行動や適切な避難先を判断できるようにしたフローである。
 - ・ 「避難情報のポイント」とは、「避難」の意味や適切な避難先、警戒レベル、警戒レベル相当情報、避難の呼びかけ等をわかりやすく簡潔に解説したものである。「避難情報のポイント」では特に、
 - ✧ 避難とは「難」を「避」けることであり、安全を確保することであること、また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はないこと
 - ✧ 緊急時に住民がとるべき行動は、危険な場所から警戒レベル3で高齢者等³²は避難、警戒レベル4で全員避難であること
 - ✧ 警戒レベル4の「全員避難」は、発令対象区域の住民全員に避難をすることを求めているわけではなく、危険な場所にいる人に避難を求めていること
 - ✧ 警戒レベル4避難勧告は立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令されるもので、このタイミングで危険な場所から避難する必要があること
 - ✧ 警戒レベル4避難指示(緊急)は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されることがある情報であること
 - ✧ 警戒レベル4には避難勧告や避難指示(緊急)があるが、いずれにしても警戒レベル4で避難すること
 - ✧ 警戒レベル5災害発生情報は既に災害が発生している状況であり、車の移動も危険であるため、無理な屋外避難は控えるべきであること
 - ✧ 警戒レベル5災害発生情報が発令された時点でまだ避難できていない場合は、自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、すぐ近くに安全な建物があればそこに移動するなど、命を守る最善の行動をとること

³² 高齢者に限らず、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いの住民は、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。

III. 今後の水害・土砂災害からの避難対策への提言
6. 避難の理解力向上キャンペーン

- ❖ 警戒レベル5 災害発生情報は市町村が実際に災害が発生していることを把握できた場合に、可能な範囲で出される情報であり、必ず発令されるものではないこと
- ❖ 市町村単位の警戒レベル相当情報（防災気象情報）が発表されたら、1km メッシュ単位の危険度分布のような詳細な情報で自宅近くの状況を確認すること
- ❖ 警戒レベル相当情報が発表されても、市町村長は地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に警戒レベル避難情報の発令判断をするため、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出されるタイミングや対象地域は必ずしも一致しないこと
- ❖ 緊急時の避難先は、小中学校・公民館等の「指定緊急避難場所」だけではなく、安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること。また、災害が落ち着いた後に、自宅が被災し帰宅ができない場合に、しばらく避難生活を送るために行くのは「指定避難所」であること等について周知する。
- ✓ 全国の水害・土砂災害リスクのある小・中学校で避難行動判定フローを活用し、災害リスクとるべき行動の理解を促進するとともに、その取組を支援する体制や教材等について紹介する。
 - ・ 子供の頃から地域の災害リスクを把握し、緊急時の避難行動を実践的に学ぶことが重要である。
 - ・ 平成30年7月豪雨の教訓を踏まえた取組として、水害・土砂災害等のリスクがある全ての小・中学校において、令和2年の出水期までに、各校の避難確保計画等に基づき実施する避難訓練にあわせて防災教育を実施することとなっていることを踏まえ、関係省庁は、防災の専門的な観点から、避難行動判定フロー、災害・避難カード、マイ・タイムライン等の避難行動の理解に資する教材等や教員を支援する体制について関係する小・中学校に対し周知する。
- ✓ 福祉関係者等が担当する高齢者や障害者宅を訪問する際に、自宅の災害リスク等についてハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもらうよう福祉関係機関等に対して促す。
 - ・ 在宅の高齢者や障害者が自宅の災害リスクを把握することで、災害時に適切な避難行動をとることが期待される。関係省庁は、福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員等の福祉関係者や医療関係者等が担当する高齢者や障害者宅を訪問する際に、自宅の災害リスク等についてハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもらうよう福祉関係機関等に対して促す。
- ✓ 職場等へ外出の抑制(従業員等の安全確保)を働きかける。

III. 今後の水害・土砂災害からの避難対策への提言
6. 避難の理解力向上キャンペーン

- 大雨や暴風時に屋外を移動することができないよう、関係省庁は、職場等が不要不急の外出を従業員等に控えさせることについて、経済界等と連携し働きかける。職場所在地の水害及び土砂災害等の災害リスクについて確認することもあわせて働きかける。
- ✓ 病院・福祉施設の施設管理者に所在地の災害リスクを確認してもらうよう促す。
 - 関係省庁は、病院や福祉施設等の施設管理者に所在地の災害リスクを確認してもらうよう促す。
- ✓ 民間企業が会社所在地の災害リスクを確認するよう働きかける。
- ✓ このほか、行政（国、都道府県、市町村）、メディア、企業・学校、病院・福祉施設等が、その特性を活かし、避難行動判定フローや避難情報のポイント等を活用しながら、普及啓発を行うよう促す。

台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に
確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、
自宅の災害リスクとるべき行動を
確認しましょう。

避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は？ 必ず取組みましょう

ハザードマップ※で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周りと比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、原則として※、自宅の外に避難が必要です。

例外

※浸水の危険があっても、
 ①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である
 ②浸水する深さよりも高いところにいる
 ③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧などの備えが十分にある場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。
 ※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。

解説は裏面をご覧下さい

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

警戒レベル3が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難しましょう**(日頃から相談しておきましょう)

いいえ

警戒レベル3が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所に避難しましょう**(日頃から相談しておきましょう)

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

警戒レベル4が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難しましょう**(日頃から相談しておきましょう)

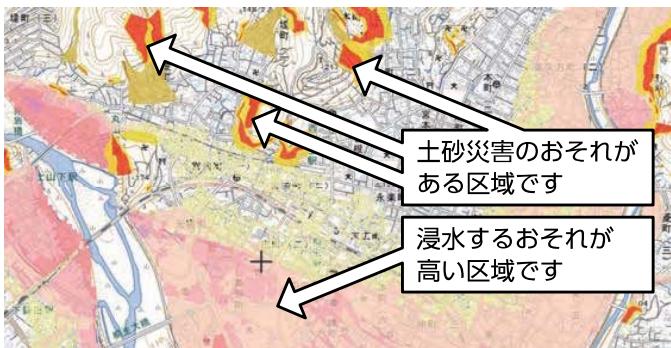
いいえ

警戒レベル4が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所に避難しましょう**

避難行動判定フローの参考情報

ハザードマップの見方

必ず確認してください



※ハザードマップの着色や凡例は市町村によって異なる場合があります。

凡 例	
水 害	土砂災害
洪水浸水想定区域 (浸水深)	土砂災害警戒区域 : ■
3~4階 2階 1階	土砂災害特別警戒区域 : ■■■
5m~10m未満 (3階床上漫水~4階軒下漫水)	建造物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域
3m~5m未満 (2階床上~軒下漫水)	
0.5m~3m未満 (1階床上~軒下漫水)	
1階床下	
0.5m未満 (1階床下漫水)	

ハザードマップポータルサイト

検索



ハザードマップの見方

もっと詳しく知りたい人向け

次の3つが確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

①家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていないか

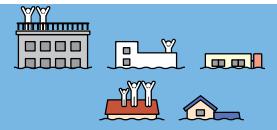


流速が早いため、木造家屋は倒壊するおそれがあります
地面が削られ家屋は建物ごと崩落するおそれがあります

②浸水深より居室は高いか

3~4階	5m~10m未満 (3階床上漫水~4階軒下漫水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下漫水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下漫水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下漫水)

③水がひくまで我慢できるか、水・食糧などの備えは十分か



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や、③浸水継続時間はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。なお、重ねるハザードマップには記載ありません。

※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。



警戒レベル3や4が出たら、危険な場所から避難しましょう



「避難」とは「難」を「避」けることです
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません



避難先は小中学校・公民館だけではありません
安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう

※緊急時に身を寄せる避難先は、市町村が指定する「指定緊急避難場所」や、安全な親戚・知人宅など様々です。

普段からどこに避難するかを決めておきましょう。

※「指定緊急避難場所」は、災害の種類ごとに安全な場所が指定されています。（小中学校、公民館など）

※災害が落ち着いた後に、自宅が被災し、帰宅できない場合には、しばらく避難生活を送るため、「指定避難所」に行きましょう。

わからないことがありますたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」

<http://www.bousai.go.jp/fusuirai/typhoonworking/index.html>

台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

緊急時
に確認

避難情報のポイント

!-----必ず確認してください-----!

市区町村から出される避難情報(警戒レベル)

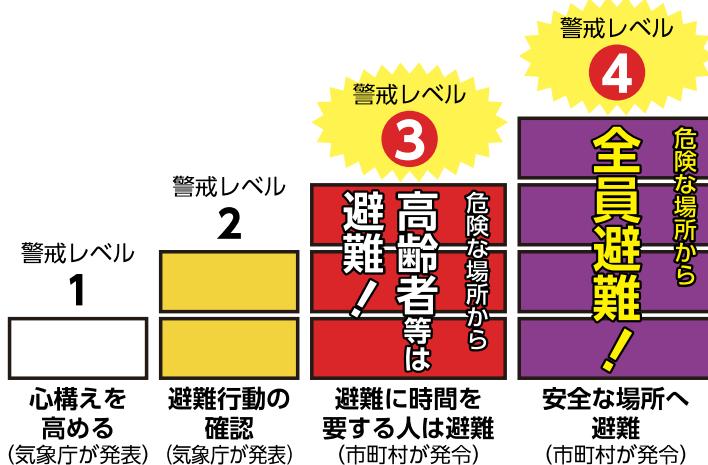


避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。
安全な場所にいる人は、避難する必要はありません。



**危険な場所から警戒レベル3で〈高齢者などは避難〉、
警戒レベル4で〈全員避難^{※1}〉です。**

※1 警戒レベル4「全員避難」は、高齢者などに限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



警戒レベル4避難勧告で 危険な場所から避難です

警戒レベルは、水害や土砂災害に備えて住民がとるべき行動をお知らせするために5段階にレベル分けしたもので、市区町村が避難情報と合わせて出す情報です。



警戒レベル5はすでに災害が発生している状況です。

- 警戒レベル5が出てもまだ避難できていない場合は、自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、すぐ近くに安全な建物があればそこに移動するなど、命を守るための最善の行動をとってください。
- 警戒レベル5災害発生情報は、市区町村が災害発生を把握できた場合に、可能な範囲で出される情報であり、必ず出される情報ではありません。



豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。



**警戒レベル4には避難勧告や避難指示(緊急)^{※2}がありますが、
いずれにしても警戒レベル4で避難しましょう。**

- 警戒レベル4避難勧告は立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令されるもので、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。

※2 警戒レベル4避難指示(緊急)は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されることがあります。

避難情報のポイント解説 もっと詳しく知りたい人向け

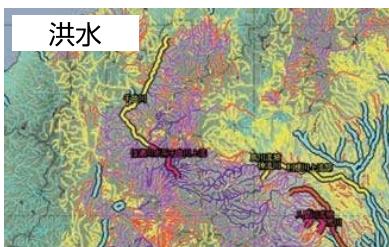
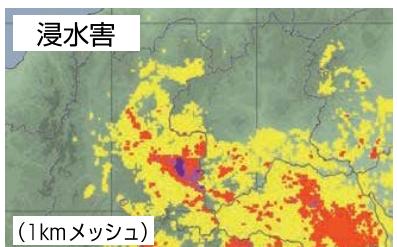
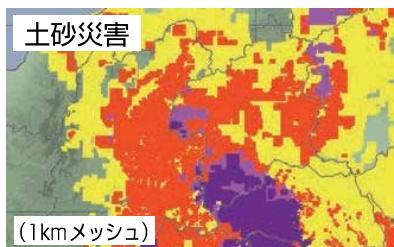
国土交通省・気象庁・都道府県から出される 河川水位や雨の情報(警戒レベル相当情報)

■危険度分布で、お住まいの地域の状況を確認しましょう

気象庁から市区町村単位の警戒レベル相当情報*が出されたら、お住まいの地域の状況が詳細にわかる情報(危険度分布)を確認してください。紫色は危険度が高いことを示しています。

住所を登録しておけば、お住まいの地域が危険になったら自動的にスマートフォンに通知される「危険度分布通知サービス」もありますので、ご活用ください。

[危険度分布](#) [検索](#)



紫：崖・渓流の近くは危険

紫：低地は危険

紫：河川沿いは危険

*市区町村単位で発表される情報には、大雨特別警報、土砂災害警戒情報、洪水警報などがあります。

■市区町村が出す警戒レベルで確実に避難しましょう

気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に

早めの避難をしましょう

名 称：警戒レベル
発信者：市区町村等
内 容：避難情報

名 称：警戒レベル相当情報
発信者：気象庁や都道府県等
内 容：河川水位や雨の情報

警戒
レベル

住民がとるべき行動

避難情報等

防災気象情報(警戒レベル相当情報)

浸水の情報(河川) 土砂災害の情報(雨)

5	命を守る最善の行動	災害発生情報	5 相当	氾濫発生情報	大雨特別警報 (土砂災害)
4	危険な場所から全員避難	避難勧告 (避難指示(緊急))	4 相当	氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
3	危険な場所から高齢者などは避難	避難準備・高齢者等避難開始	3 相当	氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
2	ハザードマップ等で避難方法を確認	大雨注意報 洪水注意報	2 相当	氾濫注意情報	――
1	最新情報に注意	早期注意情報	1 相当	――	――

*「避難勧告等に関するガイドライン」の趣旨を変えずに、より分かりやすい表現にしています。

市区町村長は、**警戒レベル相当情報(河川や雨の情報)**のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に**警戒レベル(避難情報)**の発令判断をすることから、**警戒レベル**と**警戒レベル相当情報**が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

わからないことがありますたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」
<http://www.bousai.go.jp/fusuirai/typhoonworking/index.html>

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をおねがいします

3つの密を 避けるための手引き!

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、咳エチケット、手指衛生等に加え、「3つの密(密閉・密集・密接)」を避けてください。
- 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「ゼロ密」を目指しましょう。
- 屋外でも、密集・密接には、要注意。人混みに近づいたり、大きな声で話しかけることなどは避けましょう。



首相官邸
Prime Minister's Office of Japan



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

■厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ

検索

0120-565653



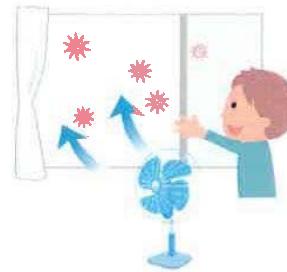
新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をおねがいします

①「密閉」空間にしないよう、こまめな換気を!

「部屋が広ければ大丈夫」、「狭い部屋は危険」というものではありません。カギは「換気の程度」です。WHOも、空気感染を起こす「結核・はしかの拡散」と「換気回数の少なさ」の関連を認めていました。

窓がある場合

- ・風の流れができるよう、**2方向の窓を、1回、数分間程度、全開**にしましよう。換気回数は**毎時2回以上**確保しましよう。
- ・窓が1つしかない場合でも、入口のドアを開ければ、窓とドアの間に空気が流れます。扇風機や換気扇を併用したり工夫すれば、換気の効果はさらに上がります。



機械換気がある場合

- ・窓がない施設でも、建物の施設管理者は、法令により感染症を防止するためには合理的な換気量を保つような維持管理に努めるよう定められています。
注)ビル管理法により、不特定多数の方が利用する施設では、空気環境の調整により、一人当たり換気量(毎時約30m³)を確保するよう努めなければなりません。
- ・したがって、地下や窓のない高所の施設であっても、換気設備(業務用エアコン等)によって換気されていることが通常のため、過剰に心配することはありません。
- ・しかし油断は禁物です。換気量をさらに増やすことは予防に有効です。冷暖房効率は悪くなりますが、窓やドアを開けたり、換気設備の外気取入れ量を増やしましょう。また、一部屋当たりの人数を減らしましょう。
- ・通常の家庭用エアコンは、空気を循環させるだけで、換気を行っていません。別途、換気を確保してください。また、一般的な空気清浄機は、通過する空気量が換気量に比べて少ないとから、新型コロナウイルス対策への効果は不明です。

乗り物の場合

- ・乗用車やトラックなどのエアコンでは、「内気循環モード」ではなく**「外気モード」**にしましよう。
- ・電車やバス等の公共交通機関でも、**窓開け**に協力しましょう。



首相官邸
Prime Minister's Office of Japan



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

■厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ

検索

0120-565653



新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をおねがいします

②「密集」しないよう、人と人の距離を取りましょう!

- ・他の人とは互いに手を伸ばして届かない十分な距離（2メートル以上）を取りましょう。



- ・スーパーのレジなどで列に並んでいるとき、前の人には近づきすぎないよう注意しましょう。

- ・飲食店の座席では、隣の人と一つ飛ばしに座ると、距離を確保しやすいです。

また、真向かいに座らず、
互い違いに座るのも有効です。



店舗の責任者は、椅子の数や配置を工夫して、十分な距離を保ちましょう。

- ・エレベーターでは、多くの人が密集しがちです。混みあっているときは、一本遅らせましょう。また、健康のためにも、階の上下には階段の利用に努めましょう。



- ・職場は、工夫してテレワークへ転換しましょう。導入に向けた支援策もあります。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukata



首相官邸
Prime Minister's Office of Japan



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

■厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ

検索

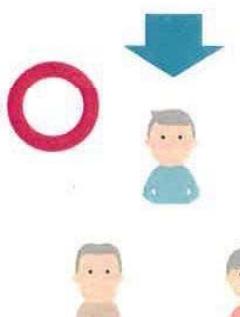
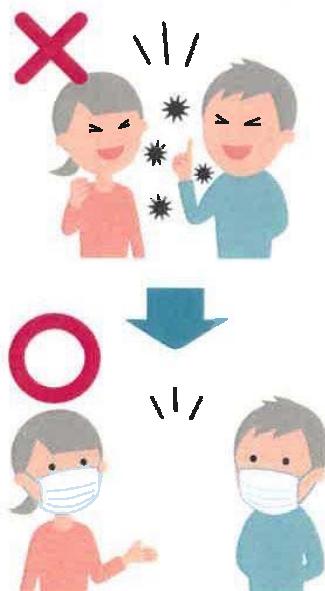
0120-565653



新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をおねがいします

③「密接」した会話や発声は、避けましょう!

- 密接した会話や発声は、ウイルスを含んだ飛沫を飛び散らせがちです。WHOは「5分間の会話で1回の咳と同じくらいの飛沫（約3,000個）が飛ぶ」と報告しています。
- 対面での会議や面談が避けられない場合には、**十分な距離を保ち**、マスクを着用しましょう。
- エレベーターや電車の中などでは、距離が近づかざるを得ない場合があります。**会話や、携帯電話による通話を慎みましょう。**
- 飲食店では、マスクを外す時間が長くなりがちです。外している間に飛沫が飛ぶことを抑えるには、例えば多人数での会食のように、大声にならざるを得ない催しは慎みましょう。家族以外の多人数での会食などは避けましょう。
- 注)「多人数」とは10人以上を想定していますが、なるべく少ない方が良いです。
- スポーツジムなど、多人数かつ室内で呼気が激しくなるような運動を行うことは避けましょう。
- 喫煙も、近くにいる人との「密」に、ことのほか注意して下さい。



台風・豪雨時にそなえてハザードマップといっしょに「ひなん行動判定フロー」を確認しましょう

平時に
確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、
自宅の災害リスクとるべき行動を
確認しましょう。

ひなん行動判定フロー

●あなたがとるべきひなん行動は？

必ず取組みましょう

ハザードマップ*で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

*ハザードマップはしん水や土砂災害が発生するおそれのある高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起る可能性があります。

家がある場所に色がぬられていますか？

いいえ

色がぬられていなくても、周りと比べて低い土地や崖のそばなどに住んでいる場合は、市区町村からのひなん情報を参考に必要な時は、ひなんしてください。

はい

災害の危険があるので、自宅ではなく安全な場所へのひなんが必要*です。

例外

*しん水の危険があっても、
①こうずいにより家屋がたおれり、くずれたりしてしまうおそれがない区域である
②しん水する深さよりも高いところにいる
③しん水しても水がひくまでがまんできる、水・食りょうなどのそなえが十分にある場合は自宅に残り安全確保することも可能です。
*土砂災害の危険があっても、十分がんじょうなマンション等の上の階に住んでいる場合は自宅に残り安全確保することも可能です。

自分またはいっしょにひなんする方はひなんに時間がかかりますか？

いいえ

安全な場所に住んでいてお世話になることができるしんせきや知り合いの人はいますか？

はい

安全な場所に住んでいてお世話になることができるしんせきや知り合いの人はいますか？

はい

いいえ

けいかいレベル3が出たら、安全なしんせきや知り合いの家にひなんしましょう
(日ごろから相談しておきましょう)

けいかいレベル3が出たら、市区町村が指定している指定緊急ひなん場所にひなんしましょう

けいかいレベル4が出たら、安全なしんせきや知り合いの家にひなんしましょう
(日ごろから相談しておきましょう)

けいかいレベル4が出たら、市区町村が指定している指定緊急ひなん場所にひなんしましょう

【資料④】

令和2年4月28日
事務連絡

各 都道府県
保健所設置市
特別区 防災担当主管部（局）長
衛生主管部（局）長 殿
観光担当部（局）長

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長
厚生労働省健康局結核感染症課長
観光庁観光産業課長

新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としての ホテル・旅館等の活用に向けた準備について

新型コロナウイルス感染症については、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、感染者数の急速な増加が確認されている状況にあるため、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年4月1日付け府政防第779号他）及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」（令和2年4月7日付け事務連絡）を発出したところです。

これらの通知及び事務連絡において、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、ホテル・旅館等の活用等を検討していただくよう助言したところですが、災害が発生した場合、ただちにホテル・旅館等を避難所として開設することが必要となる可能性があることから、市町村における検討を速やかに進めていただくようお願いいたします。

また、都道府県におかれでは、市町村によっては当該市町村内だけでは災害時に避難所として開設可能なホテル・旅館等が不足することも考えられることから、各市町村における避難所のニーズを把握するとともに、必要な場合には、宿泊団体等と連携してホテル・旅館等への依頼、確認を主導するなど、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただきますようお願いいたします。

その際、軽症者及び無症状者について、都道府県の保健福祉部局が宿泊療養のためのホテル・旅館等の確保を行っており、そのための施設確保に支障を来さないよう、都道府県の保健福祉部局をはじめとする関係部局ともよく連携・調整を図った上で進めていただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県の宿泊団体等に対しても、厚生労働省及び観光庁から（別添）のように、受け入れ可能なホテル・旅館等のリストを予め作成し、自治体から借り上げの相談があった場合には、提供するなどの協力をしていただくようお願いしていますので、申し添えます。

貴都道府県内の市町村の防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただくとともに、連携して取組を進めていただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、秋吉
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、館野
TEL 03-5253-7525（直通）

観光庁観光産業課
高築、須藤
TEL 03-5253-8330（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課
加藤、榎原
TEL 03-3595-2257（直通）

令和2年4月28日

(一社) 日本ホテル協会 専務理事 殿
(一社) 日本旅館協会 専務理事 殿
(一社) 全日本シティホテル連盟 専務理事 殿
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 専務理事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
観光庁観光産業課長

新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としての
ホテル・旅館等の活用に向けた準備について（協力依頼）

平素より生活衛生行政及び観光行政にご協力いただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況において、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっております。通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するため、別添の通知文のとおり、内閣府や消防庁、厚生労働省から各都道府県等に対し、ホテル・旅館等の活用等の検討が依頼されているところです。

これらについて御了知いただくとともに、受け入れ可能なホテル・旅館等のリストを予め作成し、自治体から借り上げの相談があった場合には、提供するなどの協力をしていただこう、よろしくお願ひ致します。

なお、リストを作成された際には、下記の観光庁観光産業課担当にも情報を共有していただけますと幸いです。

<リスト共有先・問い合わせ先>
観光庁観光産業課
高築 (takatsuki-k2j8@mlit.go.jp)
須藤 (sudoh-d2mx@mlit.go.jp)
TEL 03-5253-8330 (直通)

【資料⑤】

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な避難行動をとりましょう

新型コロナウィルス感染症が収束しない中でも、
災害時には、危険な場所にいる人は避難することが原則です。

知っておくべき5つのポイント

- 避難とは[難]を[避]けること。
安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- 避難先は、小中学校・公民館だけではありません。**安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。**
- マスク・消毒液・体温計が不足しています。
できるだけ自ら携行して下さい。
- 市町村が指定する**避難場所、避難所が変更・増設されている可能性があります。**
災害時には市町村ホームページ等で確認して下さい。
- 豪雨時の屋外の移動は**車も含め危険です。**
やむをえず車中泊をする場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分確認して下さい。



今のうちに、 自宅が安全かどうかを 確認しましょう！



ハザードマップ

検索

スタート！

あなたがとるべき避難行動は？

ハザードマップ※で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周りと比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

災害の危険があるので、原則として※、自宅の外に避難が必要です。

例外

※浸水の危険があっても、
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまう
おそれの高い区域の外側である
②浸水する深さよりも高いところにいる
③浸水しても水がひくまで我慢できる、
水・食糧などの備えが十分にある
場合は自宅に留まり安全確保することも
可能です。

※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保することも可能です。

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

警戒レベル3が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう（日頃から相談しておきましょう）

いいえ

警戒レベル3が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所に避難**しましょう

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

警戒レベル4が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう（日頃から相談しておきましょう）

いいえ

警戒レベル4が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所に避難**しましょう

【資料⑥】

令和2年5月21日
府政防第939号
消防災第87号
健感発0521第1号

各 都道府県
保健所設置市
特別区 防災担当主管部（局）長 殿
衛生主管部（局）長

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部
防災課長
厚生労働省健康局
結核感染症課長

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について

新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年4月1日付け府政防第779号他）及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」（令和2年4月7日付け事務連絡）等を発出したところです。

これらの通知及び事務連絡等においては、十分なスペースの確保、発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保等について助言したところですが、このたび、これらの対応の検討に資するよう、新型コロナウイルス感染症対応時の避難所全体のレイアウト・動線、健康な者の滞在スペースのレイアウト、発熱・咳等の症状が出た者や濃厚接触者をやむを得ずそれぞれ同室にする場合のレイアウトの例について作成しましたので、平時の事前準備及び災害時の対応を行うに当たっての参考としていただくようお願いします。

なお、この資料は、今後、新型コロナウイルス感染症の状況や新たに得られた知見等を踏まえ、更新されるものであることを申し添えます。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、秋吉、山元
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、館野
TEL 03-5253-7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課
加藤、榎原
TEL 03-3595-2257（直通）

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付時〉

R2.5.20
第1版

専用階段、専用トイレの確保をする。(専用階段について、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。健康な者との兼用は不可。)

専用スペースと専用トイレ、独立した動線を確保できない場合は、濃厚接触者専用避難所を別途開設することも考えられます。

軽症者等（一時的）

- ・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましい。

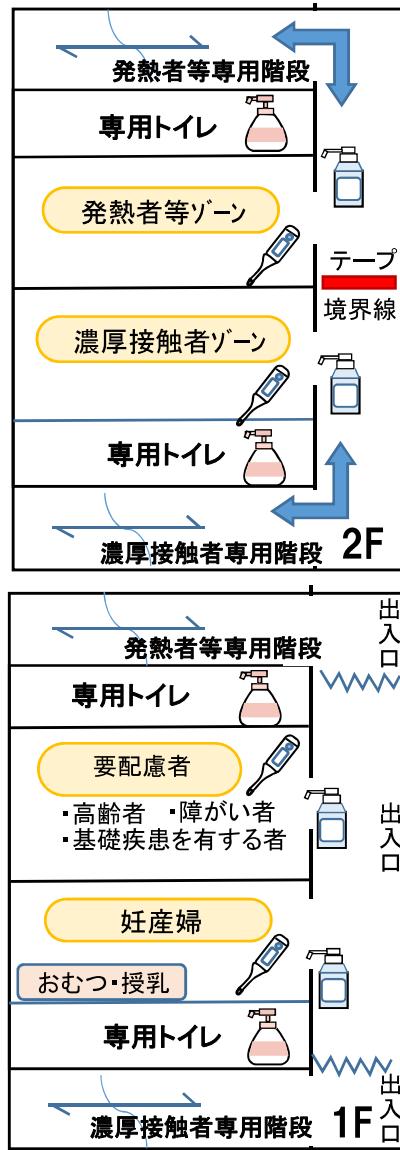
- ・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発症したと疑われる者の対応については、防災担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

- ・軽症者等が一時に避難所に滞在する場合、一敷地内の別の建物とする。

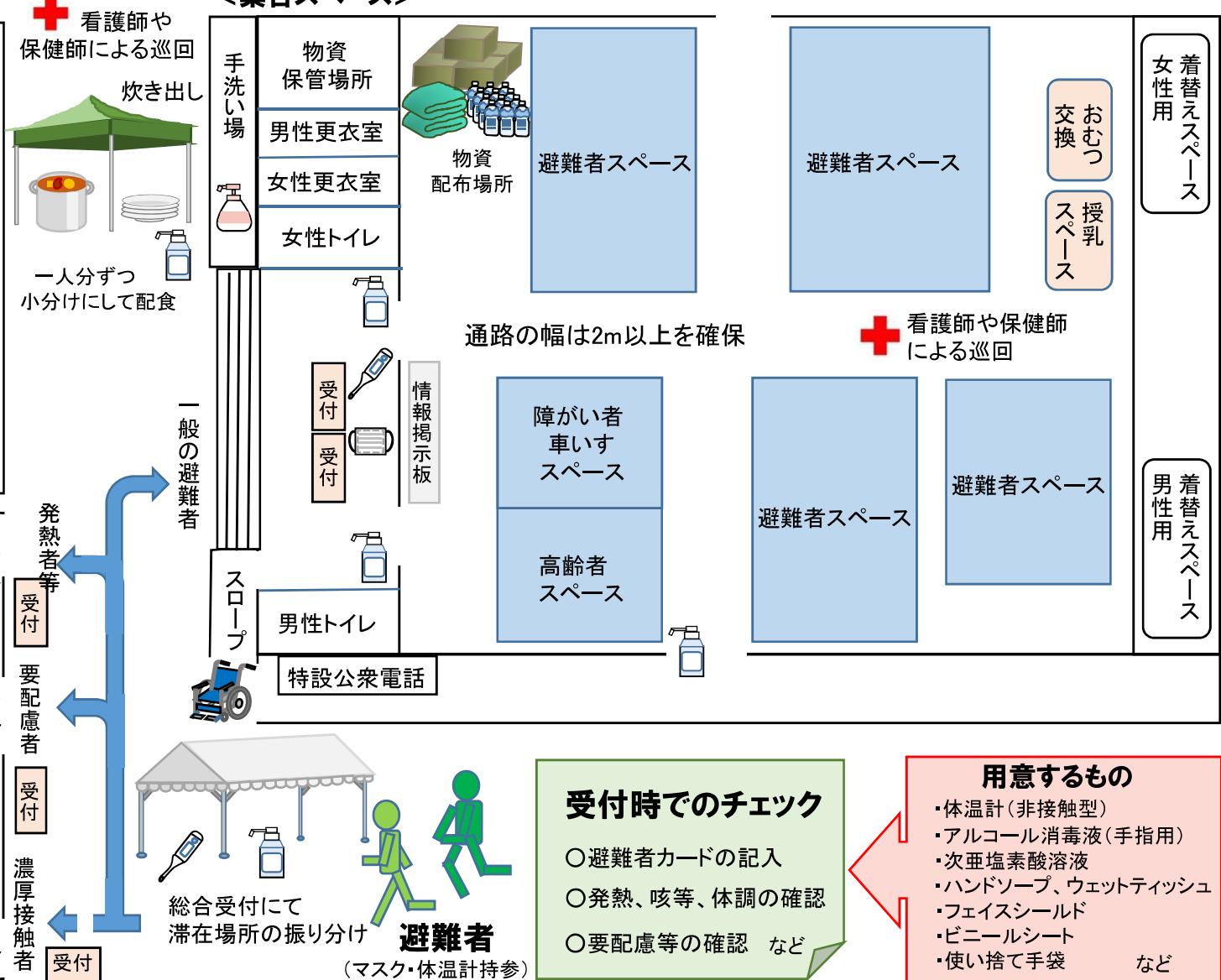
- 同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要

※軽症者等であっても原則として一般的の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

専用スペース



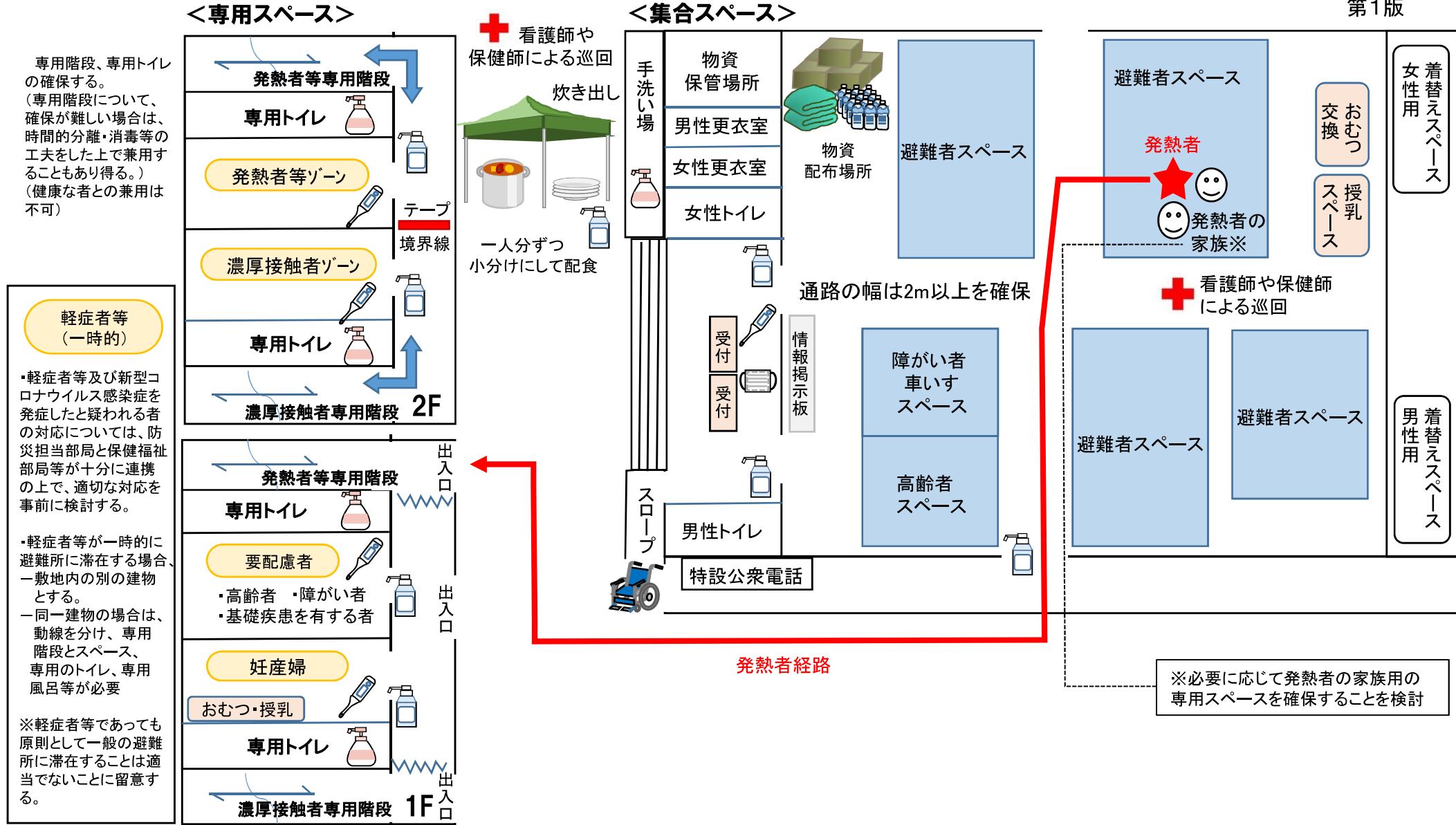
集合スペース



※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付以降〉

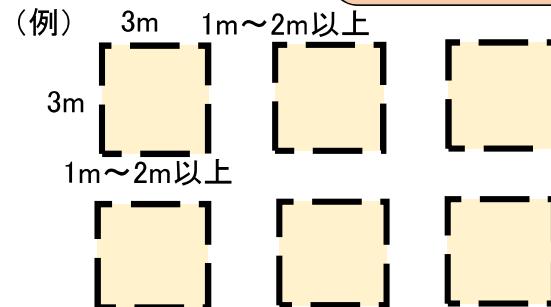
R2. 5. 20
第1版



健康な者の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

- 体育館のような広い空間において、健康な者が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患有する者・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

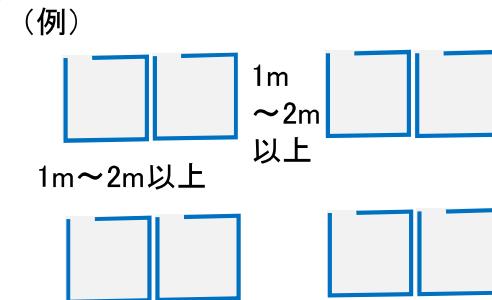
テープ等による区画表示



- 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
- 家族間の距離を1m以上あける

※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

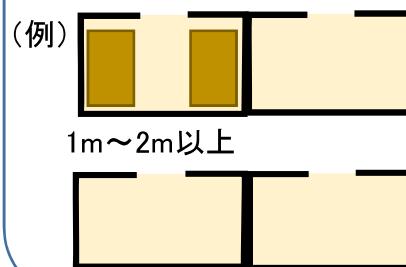
テントを利用した場合



- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策に十分注意することが必要

パーティションを利用した場合

- 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。



※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

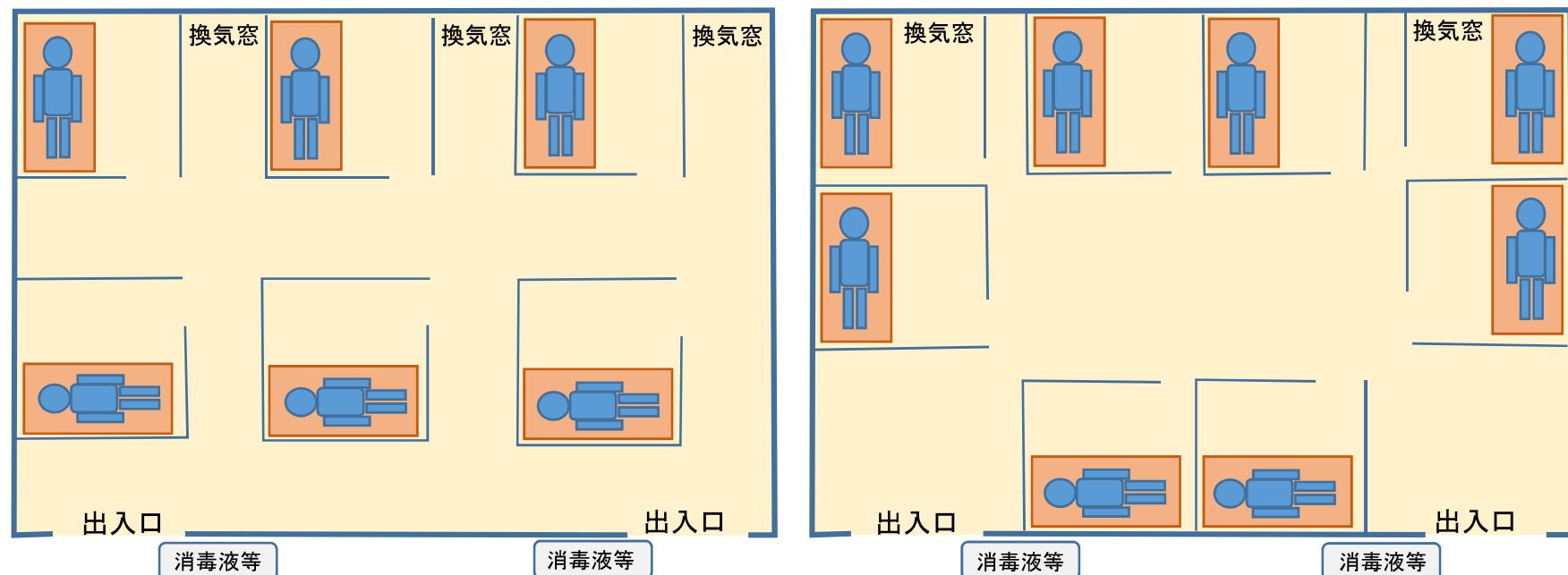
発熱・咳等のある者や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

●発熱・咳等のある者は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合はそれぞれ専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーテイションで区切るなどの工夫をする。

●濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合はそれぞれ専用のスペースを確保する。

※濃厚接触者は、発熱・咳等のある者より優先して個室管理とする。

(例)



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとしとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

- ・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。
- ・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。
(例:高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

【資料⑥-1】

自治体災害対応担当者各位へのお願い

COVID-19 禍での水害時避難所設置について

内閣府より「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」の事務連絡（令和2年4月7日）が発出されましたが、四国・東海沖の平均海水温が上昇傾向を続けていることから、西日本豪雨(2018)や台風19号(2019)クラスの水害と、コロナウイルス感染との二重災害のリスクを想定し、その対処を考えなければなりません。そこで、当学会は水害時の避難所設営に關わる具体的な対策案を提示します。

【密集の回避】 災害時の避難所は密集状態になり、クラスター発生のリスクが高まります。しかし、水害発生はある程度予測されることから、レベル2（注意報）段階から、ハザードエリア外に避難所を開設し、エリア内住民の計画的な避難を開始します。複数の避難所への分散避難は密集を回避し、感染リスクを軽減させます。避難所開設時に密接を避けたゾーニングの元で簡易ベッドを設置し、収容者数を設定します。

第1段階；避難所設置主体である市町村役場が、自治体内の水害ハザードエリアの居住人口を避難させるに足る避難所（宿泊施設を含む）をハザードエリア外に設置する計画を立て、訓練する。

第2段階；都道府県庁はその計画を事前にモニタリングし、各市町村内でハザードエリア外に十分な避難所数を設定できない場合は、市町村の境界を越えての分散避難計画を都道府県庁が立て、訓練する。

補；自治体内、あるいはその境界を越えた避難者の搬送計画を立てる。

【密接の回避】 避難所開設時に、簡易ベッドとパーテイションを用いたゾーニングを行うことで、飛沫感染防止を図ります（ベッド使用は粉塵による咳を抑制します）。食事スペースはテーブルの両端近くに互いに向き合わないよう席を配置し、食事時間をずらすことなどで密集・密接を避けるよう運用します（レイアウト例参照）。

【密閉の回避】 避難所の2方向の窓・ドアを開けて空気の流れを作ることや、30分に1回以上、数分間窓を全開にすることが厚労省から推奨されています。

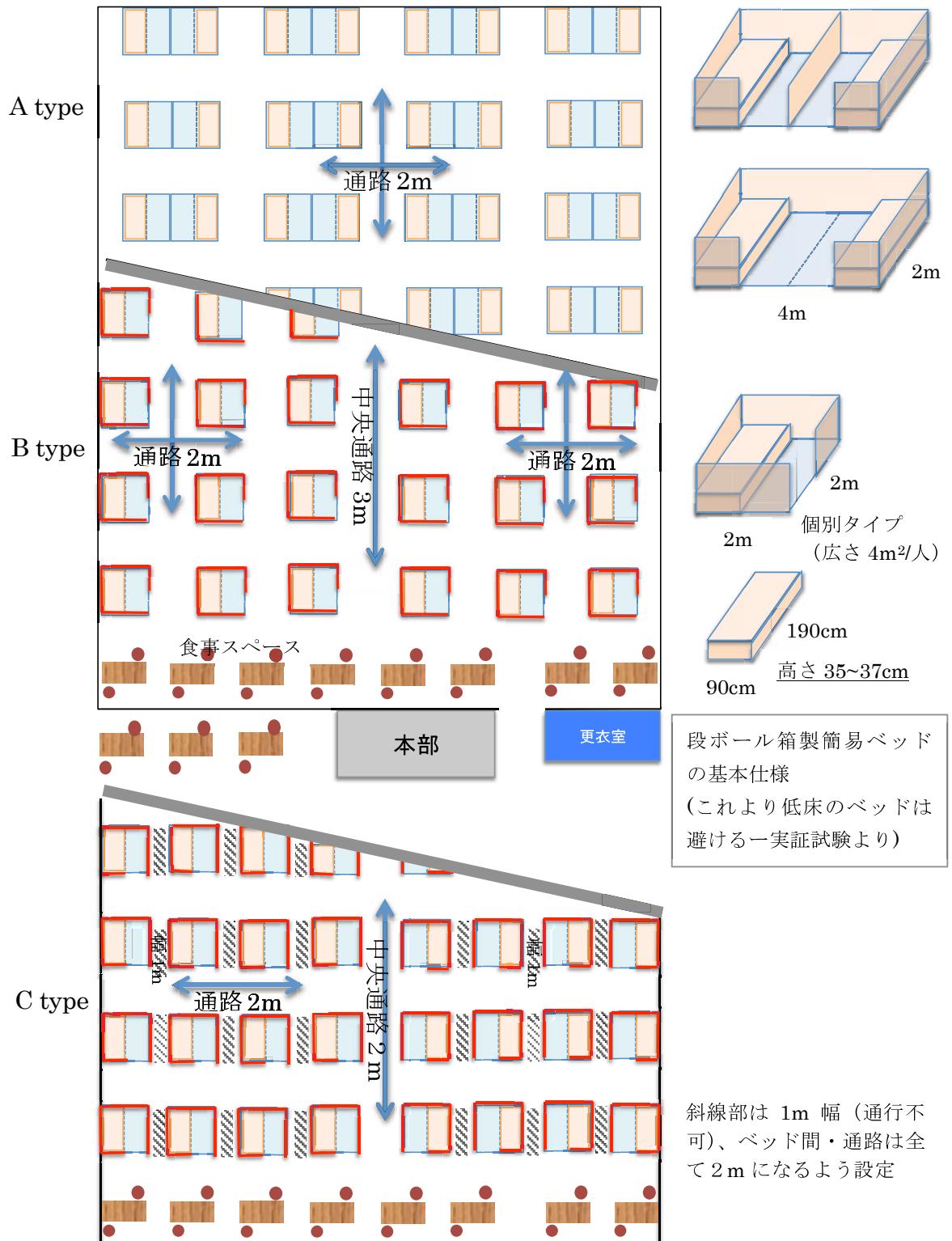
【備蓄】 収容人数に応じた衛生資材（マスク、エタノール消毒剤、次亜塩素酸ナトリウム等）、簡易ベッド・パーテイション、寝具などの備蓄を行う。

市町村は地域防災計画の枠を越えた対応が必要となり、都道府県知事は災害救助法上、市町村長に一部事務委任した避難所設置への積極的な関与が必要となりますが、感染拡大防止と水害時の人命尊重を両立させられるよう、降水期前に計画を立案していただくことをお願いいたします。

もはや想定外のリスクではないことをご理解いただけますようお願い致します。

避難所・避難生活学会

【レイアウト例（30x24m の体育館避難所を想定）】 居住スペースは $4\text{m}^2/\text{人}$
 収容数 A type : 56 名、B type 42 名、C type : 56 名（全て同じ type の場合）

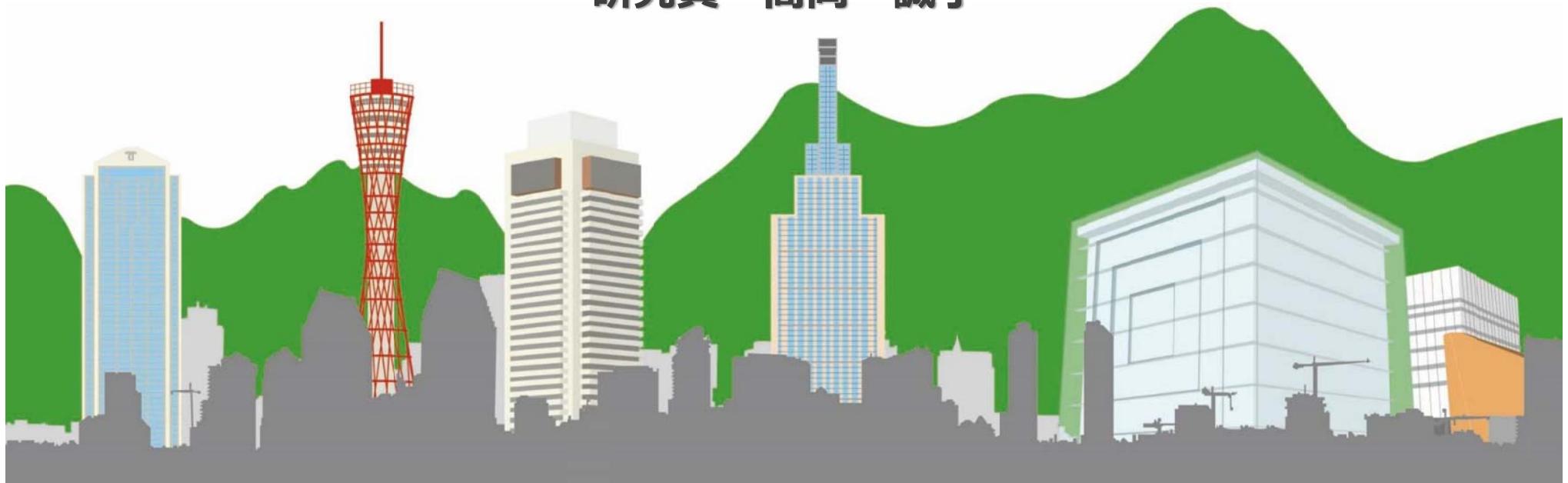


※就寝時の飛沫拡散防止には、パーティション素材は布製を避け、段ボール等、板状のものを推奨。

新型コロナウイルス感染拡大を受けて

避難所開設での感染を防ぐための事前準備 チェックリスト Ver.2 －簡易版－

2020年4月30日現在
人と防災未来センター
研究員 高岡 誠子



避難所は3密の環境

①換気の悪い
密閉空間



②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。

日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

出典：首相官邸HPより



事前準備で感染のリスクを下げる

チェックリスト使い方

- ・このチェックリストは避難所開設までに**準備・調整**いただきたい**ポイント**をまとめた資料です。
- ・準備・調整が終わっていない対策がある場合には「**手引き版**」に詳細な解説を記載しています。
- ・自治体での**役割分担・進捗管理**にお使いください。
- ・各ページの下に**担当担当・目標達成予定日**の**記載欄**を設けています。確実に対策を進めるため**担当・時期**を決めて**実施**してください。

1.衛生用品の調達



2.安全管理

3.合理的配慮

4.関係機関への事前調整

5.避難先の整理



6.避難所開設

7.長期の避難所生活

8.避難所閉鎖

1) 避難所運営用衛生用品の調達

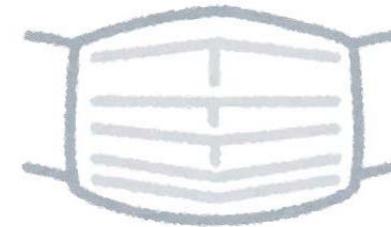
- 液体石鹼→手洗い
- アルコール消毒→手指消毒
- 除菌シート→清掃
- 次亜塩素酸ナトリウム液(0.05%)→ドアノブ掃除
- 消毒液を入れる容器→作った消毒液用
- 赤外線体温計/電子体温計
- ペーパータオル



入手に時間を要する衛生用品に注意

2) 避難所担当職員用衛生用品の調達

- 使い捨て手袋
- マスク
- ゴーグル(無ければ、眼鏡等で代用も考慮)
- 長袖ガウン／ビニールエプロン
- 足踏み式ゴミ箱/蓋付き→衛生用品の廃棄用
- ゴミ袋→衛生用品の廃棄用



職員の感染を防ぐため個人任せにしないこと

1) 避難所担当職員への説明

- 感染予防策・衛生用品の説明
- 手袋・マスクの装着方法
- 手袋・マスクの脱衣方法【特に重要】
- 飛沫・接触リスクの説明



▼防衛省統合幕僚本部資料

目次	
1 コロナウイルスの概要	P 2～P 9
2 消毒について	P 10～P 21
3 ゾーニングの基礎	P 22～P 25
4 手袋・マスクの脱ぎ方について	P 26～P 29
【補足】ガウン等を使用する場合	P 30～P 37

防衛省統合幕僚本部のHPに
「新型コロナウイルスから皆さんの安全を守るために」
が掲載されています。参考にご確認ください。

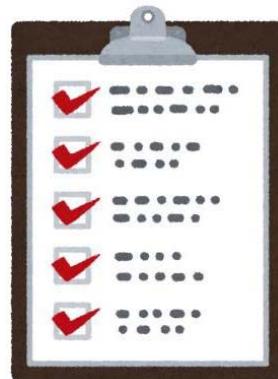
https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster_relief/2020covid_19/2020covid_19_guidance1.pdf



自身や住民を守るため、可能であれば保健師等の専門家から事前に指導を受ける

2) 避難所担当職員の体調管理体制

- 職員の体調管理方法・対応のルール
- 業務従事後のルール



発熱
咳
倦怠感
息苦しさ など



職員の心身の健康に対して、配慮した勤務体制にする

1) 配慮が必要な方への対応の準備

- 人権に配慮した啓発ポスター
- 情報保障の手段を取り揃える
- 多様な配慮を行うための資源
(人、介助用品、衛生用品等)の確保

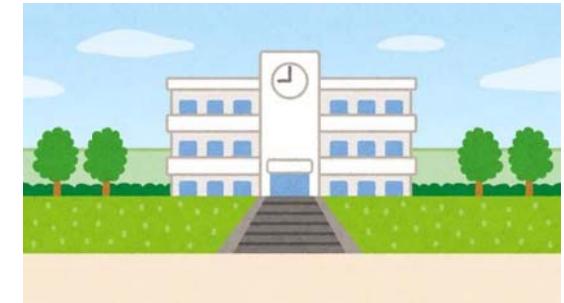


ポイント

高齢者・障がい者・乳幼児など、多様な避難者に対して適切な配慮を行う準備をする

1) 避難所施設管理者との調整

- 開設手順の確認
- 役割分担
- ゾーニング設定(施設ごと)
- 利用ルール確認
- 開放する部屋の優先順位
- 閉鎖時の施設消毒



今までの避難所開設とは異なる業務であることを共有する

2) 福祉避難所施設管理者との調整

- 受入可否の事前確認
- 衛生用品と対応スタッフの調達方法
- 新たな福祉避難所の確保



ポイント

介護施設などの民間福祉避難所が現状で受入可能かを確認しサポートする

1) 自宅待機者・療養者 (PCR検査結果待ちor陽性)

- 連絡担当者の確認
- 避難先の確保
- 避難時は衛生用品を持参
- 家族と離れて避難する可能性を伝える



保健所と自治体で事前に役割分担を確認しておくこと

2)宿泊療養者(PCR検査陽性:軽症者)

- 避難に関する責任の所在
- 避難手順(指示、装備)の確認
- 避難先(誘導先)の確保



一般の避難者と同じ扱いはできないため事前に責任・手順を共有しておくこと

3)一般避難者・要配慮者

- 避難することを恐れないことを周知
- 通常の携行品の周知
- 衛生用品の携行を周知



特に衛生用品を行政で十分準備できることを周知すること

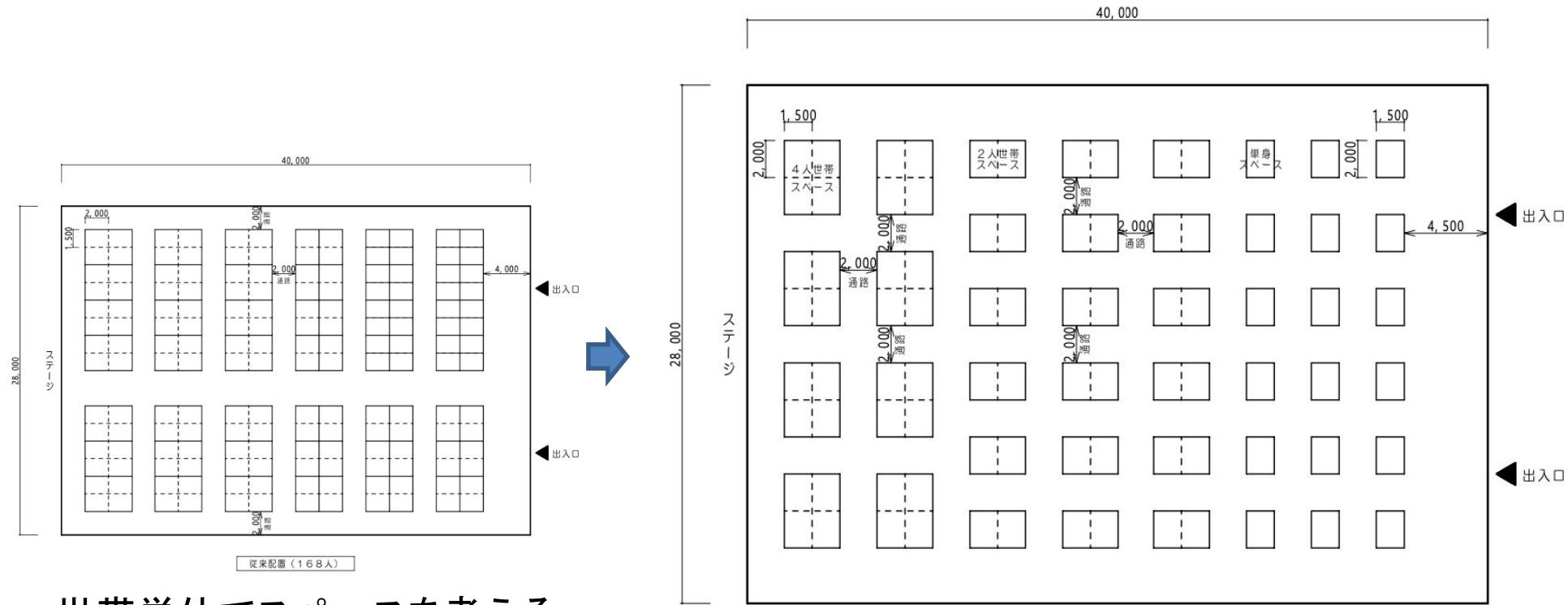
1) 避難所運営ルールの決定

- 避難先のレイアウト検討
- 後で連絡がとれる避難者名簿の準備
- 手洗いなど利用ルールの掲示
- 掃除・消毒に関するルール設定
- 受付から避難先までの対応
- 妊産婦など要配慮者の対応



避難者の協力が不可欠です。地域にも事前に周知しておくこと

1) 避難所運営(レイアウトイメージ)



世帯単位でスペースを考える
他の世帯とはソーシャルディスタンスをとる
平時の検討していた収容人数を受け入れることはできない

ポイント

命を守る短期の避難：地区では無く世帯数で区画を区切る方が効率が良い
避難生活が長期化する場合は配慮が必要

2) 体調不良者への対応

- 感染症を疑う有症状者への対応
- 隔離室の準備・無ければテント等考慮
- 相談担当者の設置
- コールセンターの案内



体調不良者が申告しやすい環境、雰囲気を作ること

1)環境の再整理

- 長期的な避難所レイアウトの検討
- 健康状態に合わせた避難生活スペースの検討



ポイント

避難所生活で体調不良にならないように、保健師に相談しつつ整備する

2)衛生的な環境の維持

- 手洗い場／足洗い場の設置
- 共同スペースの衛生環境
- 衛生に配慮した食料管理と配布方法
- 衛生に配慮した物資配布方法

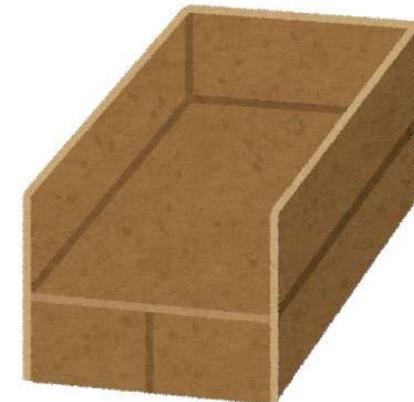


ポイント

避難所運営に係る住民と一緒に、衛生環境を維持するルールを作成する

3) 資機材の調達

- 段ボールベッドとパーテーション(拭ける素材)
- ビニールシート
- 自立型テント
- 洗濯機
- 仮設トイレ(洋式)
- 冷蔵庫(食糧管理)
- 扇風機やスポットクーラー(夏季)



ポイント

衛生環境と、体調不良にならないような環境を整える資機材を備える

4)ゴミ

- 世帯ごとのゴミ袋
- 足踏み式ゴミ箱／蓋付き
- 感染症廃棄物として取り扱う場合のルール



ポイント

ゴミの種類(手袋等の衛生資材)別の捨て方等、ルールを自治体で決定しておく

5) 保健医療体制

- 救護所設置場所の検討
- 感染症者以外の傷病者の搬送
- 保健師の巡回
- 避難所に入る様々な支援者への対応



通常の保健医療体制とは異なることを理解し、事前に関係各所と協議しておく

1) 避難所閉鎖時の対応

- 感染者が利用された後の対応方法
- 宿泊施設借り上げ終了時の対応



ポイント

消毒などが必要となる場合があります。施設管理者とよく話し合うこと

DRI 臨時レポート No.1 2020

避難所開設での感染を防ぐための 事前準備チェックリスト Ver.2 —手引き版—

2020年4月30日現在

人と防災未来センター 研究員 高岡誠子

- 本資料は「新型コロナウイルス感染拡大を受けて 避難所開設での感染を防ぐための事前準備チェックリスト -簡易版- (2020年4月30日現在)」の説明資料です。市区町村等の実務者の方々の利用を想定しています。
- 避難所での感染やクラスター化を防ぐため、必要な次の業務を整理しています。
 1. 衛生用品の調達
 2. 安全管理
 3. 合理的配慮
 4. 関係機関への事前調整
 5. 避難先の整理
 6. 避難所開設
 7. 長期の避難所生活
 8. 避難所閉鎖
- これらの業務について担当部署・責任者・目標期間を決め、今から全庁体制で事前準備を始めることが、住民・職員の命を守るために必要です。

【用語の定義】

◆**自宅療養者**： 新型コロナウイルス感染症と診断された軽症者で、自宅で療養する者。入院の必要がないと医師が判断し、同居者に重症化の恐れが高い人がいないことを保健所が確認して自宅療養とする（自治体や医療提供体制によって異なる場合もある）

◆**宿泊療養者**： 新型コロナウイルス感染症と診断された軽症者で、自治体が借り上げた宿泊施設等で療養する者。入院の必要ないと医師が判断したが、同居者に重症化の恐れが高い人がいることを保健所が確認した場合や、医療提供体制によっても宿泊療養と判断される。（自治体によって異なる場合もある）

◆**都道府県調整本部**： 都道府県に設置された、患者受け入れを調整する機能を持つ組織や部門（都道府県によって具体的な名称が異なる場合がある）。

避難所感染対策について、自治体ができること

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が爆発的に拡大しており、**日本のどの地域にも、感染症者の増加による医療崩壊が近づきつつあります。**この感染症による健康被害の拡大や、地域医療崩壊を食い止めるため、密集・密閉・密接の回避や、マスクの着用や手洗いが勧められています。

この状況下で自然災害が生じた場合、自治体や自主防災組織が従来どおりの方法で開設する避難所で何が生じるでしょうか。多数の避難者が体育館で肩を寄せ合い、食料や物資を素手で渡し合い、同じドアノブを避難者も避難所運営職員も触れてゆく。飛沫感染・接触感染が非常に生じやすい環境です。

無対策の避難所に新型コロナウイルスが人により運ばれると、そこはクラスター化し、避難者と避難所運営職員に感染が拡大し、命を守る安全な場所ではなくなります。避難所の機能が果たせないということは、避難者が健康を自己管理できる環境も提供できず、在宅避難者への役割も果たせなくなります。さらに、避難者に体調不良者や感染者が出たとしても、地域医療体制がパンクし、多くの助けえた命を助けられない……という「医療崩壊」と「避難所崩壊」が連動して生じる事態が起こります。

このことを防ぐためには、

- 事前対策として全庁体制で挑むことを確認し、
 - 各業務を担当する部署・チーム・責任者と目標設定予定日を定め、
 - 使い捨て手袋や消毒液などの衛生用品の備蓄を開始し、
 - 避難所運営担当職員への事前教育を実施し、
 - 関係各機関と調整を行い、
 - ゾーニングや感染疑い避難者への対応やゴミ管理などの新しいルールを取り決め、
 - 住民に避難時の対応について根気強く広報すること
- ……が必要です。いまから準備を始めることで、住民の感染を予防し、クラスター化と地域医療崩壊の可能性を下げることができます。

本資料は、避難所感染症対策を実施する自治体実務者の視点に立ち、新型コロナウイルス対策本部会議やプロジェクトチーム会議等において、チェック事項をひとつずつ確認していくことで、クラスター化を防ぐ避難所運営体制が構築できることを目指しました。また、衛生用品の調達困難を考え、代用品での活用等も一部掲載しました。いずれの項目も省庁・医療専門団体等の資料を根拠としています。

目下の感染症対策も通常の災害対策も厳しい状況下と併存しますが、この2つが掛け算となる事態が迫っていると考えます。ご検討の材料としていただければ幸いです。

1.衛生用品の調達

1.1 避難所用衛生用品の調達（簡易版パワーポイント p.5）

【衛生用品】

衛生用品	目的	調達すべき数量
液体せっけん	流水での手洗い	
アルコール消毒剤	手指・物の消毒	
除菌シート	清掃	
次亜塩素酸ナトリウム液(0.05%)	ドアノブ等消毒	
消毒液を入れる容器	消毒剤を持ち運ぶ	
赤外線体温計／電子体温計	体調チェック	
ペーパータオル	清掃、手拭き	

庁内担当記載欄	達成目標時期

【代替方法・備考】

- 避難者個人の衛生用品（マスク等）は持参を基本として周知する。
- 除菌シートが入手できなければ、布やペーパータオルに消毒液を浸したもので代用する。
- ペーパータオルはキッチンペーパーでも代用できる。手洗い場での布タオルの共用は厳禁。
- 電子体温計は必ずアルコール消毒してから使用する。
- ゴミ袋に関しては、大・中・小の種類を多量に準備し、避難者が共同のごみ箱を常に使用することを避ける。
- 界面活性剤（台所用洗剤等）も消毒に使用できる。
- 0.05%次亜塩素酸ナトリウム消毒液を作成する場合、次亜塩素酸ナトリウム液（台所漂白剤等）を原液とする。作成した消毒液は必ず内容を明記した容器等に入れ、作り置きをしない。以下の資料が参考になる。

<p>防衛省統合幕僚監部「新型コロナウイルスから皆さんの安全をまもるために」 https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster_relief/2020covid_19/2020covid_19_guidance1.pdf 15-21 頁</p>	
--	---

- 次亜塩素酸ナトリウム液の濃度は、目的別に0.1%と0.05%使い分ける。
 吐物や便処理、体液が付いた衣類の消毒 : 0.1%次亜塩素酸ナトリウム液
 ドアノブや床、調理器具等の消毒 : 0.05%次亜塩素酸ナトリウム液
- 薬剤等の扱いに関しては、使用上の注意をよく読み安全に留意して使用する。
- いずれの品目も、避難所収容規模から必要数量を事前に概算して備蓄をはかる。

- プッシュ支援は到着までに時間を要するため、事前備蓄の量を検討しておく。
- 近隣市町村・都道府県・相互応援協定先自治体と、調達・備蓄の状況や方法についてこまめに情報交換しておく。また、都道府県の支援制度等を確認する。

1.2 避難所担当職員用衛生用品の調達（簡易版パワーポイント p.6）

【衛生用品】

衛生用品	目的	調達すべき数量
使い捨て手袋	感染症予防	
マスク		
ゴーグル（無ければ、眼鏡等で代用も考慮）	目の粘膜保護	
長袖ガウン/ビニールエプロン	感染症予防	
足踏み式ゴミ箱/蓋付き	衛生用品の廃棄	
ゴミ袋		

庁内担当記載欄	目標達成予定日

【代替方法・備考】

- マスクは常時着用する。
- 使い捨て手袋は多数の方が触れる場所での作業時（清掃、物資・食事の配布等）に着用する。
- 使い捨て手袋は汚れたとき・破れたとき・一連の作業が終了するごとに交換する。
作業場所が変わるときも交換する。
- ゴーグルは咳症状がある人との接触時等に手袋・マスクとセットで着用する。ゴーグルが入手できなければ伊達メガネ等でさしあたり代用が可能。
- 長袖ガウン/ビニールエプロンが無ければ、ビニールのレインコート等を代用する（できれば再利用はしない）。
➢ 目的に沿った感染予防策が必要である。2.1 を参照すること。
- 足踏み式ゴミ箱（ゴミに直接触れず投棄できる）が入手できなければ、取手付きの蓋を準備／自作し、取手を適宜アルコール等で消毒する。

2. 安全管理

2.1 避難所担当職員への説明（簡易版パワーポイント p.7）

【確認事項】

タスク	目的
感染予防策・衛生用品の説明	統一した指針の確立
手袋・マスクの装着方法の説明	
手袋・マスクの脱衣方法の説明	
飛沫・接触リスクの説明	

庁内担当記載欄	目標達成予定日

【備考】

- 感染予防マニュアルを作成したあと、感染症予防に長けた医療者・保健所職員に確認してもらう。
- マスク・使い捨て手袋・ガウン等は脱ぐ時が一番汚染される（外側は汚染されているため、触らない）。
- 手袋を外した後は、必ずすぐに手洗い、できなければ手指アルコール消毒を行う。以下の資料が参考になる。

防衛省統合幕僚監部「新型コロナウイルスから皆さんの安全をまもるために」 https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster_relief/2020covid_19/2020covid_19_guidance1.pdf 26-30 頁	
---	--

【担当職員への周知事項① 飛沫感染予防策】

- 症状のある人を他者から離す。
(個室、隔離区域、空間を1~2m以上分離、本人は区域から出ない)
- マスクを着用する。(本人、接触者も)
- マスクをしている対象者との接触前後に手指衛生を行う。
- 症状のある人が、隔離スペースから出る時や他者と近づく場合は、マスク（サイジカルマスク等）を着用する。

【担当職員への周知事項② 接触感染予防策】

- 症状のある人を他者から離す。
(個室、隔離区域、空間を1~2m以上分離、本人は区域から出ない)
- 隔離室等で接触して介助等をする人は、マスク、手袋、長袖のガウン、眼の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）を着用する。
- マスクをしている対象者との接触前後に手指衛生を行う。

以下の資料も参考になる。

一般社団法人日本環境感染学会「避難所における感染対策マニュアル」 http://qsh.jp/saigai_doc/kansentaisaku_20110324.pdf	
---	---

2.2 避難所担当職員の体調管理体制（簡易版パワーポイント p.8）

【確認事項】

タスク	目的
職員の体調管理方法・対応のルール	安全な職務環境の確立
業務従事後のルール	

庁内担当記載欄	目標達成予定日

【備考】

- 業務従事前後に、検温や体調のチェックを行う（発熱、咳、倦怠感、息苦しさの有無等）。組織として体調管理方法を決め、体調に変化があった場合には、早期の対応ができるように事前にルールを決めておく。
- 職員が納得して業務に従事できるよう、丁寧なアフターケア体制を構築する。
例：相談体制、特別休暇、平時業務のサポートなど
- 不特定多数の方と会話するため、平時の業務より感染リスクが高く、ストレスも生じやすい。連続勤務は避けるなど、長期戦も見据えた配慮が必要。

3. 合理的配慮

3.1 配慮が必要な方への対応の準備（簡易版パワーポイント p.9）

【確認事項】

タスク	目的
人権に配慮した啓発ポスターの掲示	多様で細やかな配慮
情報保障の手段を取り揃える	確実に届く情報提供
多様な配慮を行うための資源(人、介助用品、衛生用品等)の確保	生活への支援

庁内担当記載欄	目標達成予定日

【人権保護】

- 感染を恐れるあまり、感染者や感染疑いの方に対する誹謗・中傷等の事例が生じないよう、防止策を講じておく。
- ゾーニングや空間上の区別が、差別的な態度に転化しないよう、職員は言動や行動に注意する。

【要配慮者対応】

- 常に相談ができるような窓口や相談者を準備しておく。
 - 例えば、普段から要配慮者が相談をしている地域包括センターや相談支援センター等との接点を維持し、感染予防の情報や医療機関へ繋げられるように準備しておく。
- 様々な媒体を使用した情報発信を行う(要配慮者の当事者団体や NPO 組織等、要配慮者のコミュニケーションツールを活用する)。
- より一層多様な避難方法(在宅や広域避難を含む)への対応を求められるため、支援や情報の届け方などの準備をしておく。
- 避難の際には、生活で必要な物(介助用品や食事等)や衛生用品は持参するよう周知する。
- 介助者が必要な感染症対策を講じることができるようにする。
 - 障害者や高齢者の中には、介助がないと日常生活が成り立たない人も多いため、介助者は飛沫・接触感染予防をできるだけ行いつつ援助することが必要であり、そのための衛生用品が必要となる。

4. 関係機関への事前調整

4.1 避難所施設管理者との調整（簡易版パワーポイント p.10）

【確認事項】

タスク	目的
開設手順の確認	従来の開設との違いの確認
役割分担	
ゾーニング設定(施設ごと)	
利用ルール確認	
開放する部屋の優先順位	3密を防ぐ
閉鎖時の施設消毒	平時施設利用への安全な原状復帰

庁内担当記載欄	目標達成予定日

【備考】

- 今までの避難所開設とは異なる業務であることを、対策本部（庁舎）と施設管理者の間で共有する。
- 対策本部（庁舎）と施設管理者の間で、仕事の役割分担を決めておく。
▶ 例えば、ドアノブ等の消毒に関しては、どちらが担当するかなど。
- 「3密」（密閉・密集・密接）を防ぐため、従来は開放していない部屋も含め、誘導の優先順位を決めておく。その際、事前の取り決めが必要であり、教室等を使用する場合は、前半分のみ使用など、細かなルールも話し合っておく。
- 建物構造が施設ごとに異なるため、ゾーニング設定を施設ごとに管理者と検討しておく。ゾーニング設定は専門家に意見を聞くことが望ましい。
- 閉所後の施設消毒についても、予算措置を含めて事前に協議しておく。

【ゾーニングの基本】

- ◆清潔な区域とウイルスによって汚染されている領域（汚染区域）を明確に区分する。
- ◆区分がわかるように、テープや張り紙等で表記する。
- ◆感染者（疑いも含む）と、他の方の生活の場や、移動の場所が、交わらないようにする。
- ◆汚染区域に入る前に、適切な防護具（マスクや手袋等）を行う。
- ◆清潔区域に入る前に、使用した（身に着けている）防護具を脱ぎ、手洗いをする。

以下の資料参照

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」の送付について（令和2年4月2日付事務連絡）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
<https://www.mhlw.go.jp/content/000618526.pdf>

5 頁



4.2 福祉避難所施設管理者との調整（簡易版パワーポイント p.11）

【確認事項】

タスク	目的
受け入れ可否の事前確認	現状の把握
衛生用品と対応スタッフの調達方法	支援の準備
新たな福祉避難所の確保	避難所の確保

庁内担当記載欄	目標達成予定日

【備考】

- 福祉避難所として開設できるかを、事前に確認をしておく。
- 福祉避難所となる施設で、利用者と避難者のゾーニングができるかを検討する。
- 福祉避難所として、図書館等の公共施設の転用も検討する。
現状を鑑みると、24時間利用者がいる施設では、福祉避難所としての機能が果たせないことが予測されるため、福祉避難所に指定していない別の施設の利用も検討する。
 - 例えば、日中サービスのみの福祉施設等や、保育園や特別支援学校、宿泊施設等と協定を新たに結ぶことなどを検討する。
 - その際は、本資料を参考に開設方法を検討し、また開設や支援に必要な人材も速やかに動員できるように計画をしておく。また、関係各所（避難対象者等）にも、情報提供をしておく。

5. 避難先の整理

5.1 自宅待機者・療養者(PCR検査結果待ち or 陽性)

(簡易版パワーポイント p.12)

【確認事項】

タスク	目的
連絡担当者の確認	自宅から避難先までの安全確保
避難先の確保	
避難時は衛生用品を持参	感染症予防
家族と離れて避難する可能性を伝える	情報の周知

庁内担当記載欄	目標達成予定日

【備考】

- 自宅待機者・療養者用の避難先として、ホテル・旅館など、指定避難所以外の施設を確保しておく。目的・期限・責任・補償等に関して、事前に施設の同意を得ておく。
- 新たに確保するホテル・旅館の自然災害等による被災リスクを検討しておく。
- 保健所や都道府県調整本部は該当者を把握しているため、該当者の避難場所を事前にとりきめ、調整をしておく。必要であれば本人にも連絡しておく。
- 今回の新型コロナウイルスに関しては、軽症であっても一般避難所の滞在は適切ではない。
- 都道府県調整本部がすでに押さえている宿泊療養者向け施設の一部を避難所として転用が可能か調整しておく。費用負担についても併せて調整しておく。
- ご家族とは離れて避難する可能性があることを該当者に事前に説明しておく。

5.2 宿泊療養者(PCR検査陽性：軽症者) (簡易版パワーポイント p.13)

【確認事項】

タスク	目的
避難に関する責任の所在	
避難手順（指示、装備）の確認	宿泊療養施設から避難所までの安全確保
避難先（誘導先）の確保	

庁内担当記載欄	目標達成予定日

【備考】

- 宿泊療養施設からの避難が必要になった場合の準備をしておく。宿泊療養施設の管理者（都道府県調整本部、保健所など）が多様であるため、災害発生時の責任の所在を確認しておく。
- 宿泊療養施設から一般避難所へ避難者を合流させない。公民館などの別施設を丸ごと用意するといった対策を検討する。
- 本資料 4.1 節と同様、避難先でもゾーニングを厳密に行う。

5.3 一般避難者・要配慮者（簡易版パワーポイント p.14）**【確認事項】**

タスク	目的
避難することを恐れないことを周知	生命の保護
通常の携行品の周知	避難所運営負担の軽減
衛生用品の携行を周知	感染症予防

庁内担当記載欄	目標達成予定日

【備考】

- 特に水害時、「感染拡大を恐れて避難を躊躇する」ことのないよう、「まずは避難最優先」の原則をくりかえし周知する。
- 避難者個人の衛生用品を、行政では十分準備できないことを周知しておく。
- 通常準備している携行品に加えて、マスクや手袋、体温計、ペーパータオル（手拭き用）、や消毒シート、ごみ袋等の衛生用品も持参してもらう。
- 住民に自宅の浸水リスクを把握してもらう（従来と同様）

6. 避難所開設

6.1 避難所運営ルールの決定（簡易版パワーポイント p.15）

【確認事項】

タスク	目的
避難先のレイアウト検討	空間利用の改良
後で連絡が取れる避難者名簿の準備	
手洗いなどの利用ルールの掲示	
清掃・消毒に関するルール設定	濃厚接触者の後追い
受付から避難スペースまでの対応	衛生ルールの確立
妊産婦など要配慮者の対応	衛生環境の配慮

庁内担当記載欄	目標達成予定日

【空間利用】

- 各世帯2メートル以上の間隔を開ける（14ページ模式図参考）。
- パーテーション（間仕切り、可能であれば拭ける素材）を追加で活用する。
- 施設管理者と協議のうえ、教室なども積極的に利用する。
- 避難者の動線があまり交差しないようにする。
- 高齢者・妊産婦・乳幼児・基礎疾患を持つ方には、衛生用品等が十分にある、より広い空間や別室を提供する。ほかの住民の協力が必要。
- 自立型テントを利用する。
- 定期的な換気ができるよう、ドアなどの前に物資を置かない。

【避難者名簿】

- 濃厚接触者を後追いできるように、避難者名簿には滞在区画（体育館、教室など）および避難者グループの記録（連絡先等）を追加する。

【手洗い環境の整備】

- 断水時は流水での手洗いができるような手洗い場の設置が早期に必要（蛇口等がついたプラスチック容器を利用）。

【手洗いルールの鉄則】

- 液体せっけんと流水での手洗い後、手は乾燥させる必要がある（タオルの共有は不可、洋服で拭くことも不可。ペーパータオルの多量の備蓄が必要）。
- 手に見える汚染が無く、流水環境が無ければ、アルコール手指消毒だけでも対応は可能（備蓄・設置が必要。ポスター等を活用して正しい使用方法を周知する）。
- 手洗いタイミングの周知： 手が汚れた時、外出から戻った時、多くの人が触れたと思われる場所を触った時、咳・くしゃみ・鼻をかんだ時、配布等の手伝いをしたとき、炊き出しをする前、食事の前、症状のある人の看病や家族・動物の排泄物をとり扱った後、トイレの後。

- 手洗いを必要とするタイミングの環境に、アルコール手指消毒薬を設置する。

【掃除・消毒・換気ルールの基本】

- トイレ・出入口・ドアなど、人が触る部分（冬季の避難所開設時の衛生対応と同様）を重点的に清掃と消毒をする。
- 清掃消毒は、アルコール消毒薬や、次亜塩素酸0.05%溶液等を、用途別で用いる。「2時間ごと」などルールを決める。
- 換気は最低でも「2時間毎、10分間」などルールを決める。空気の流れをできるだけ作る。湿度を高くしない。

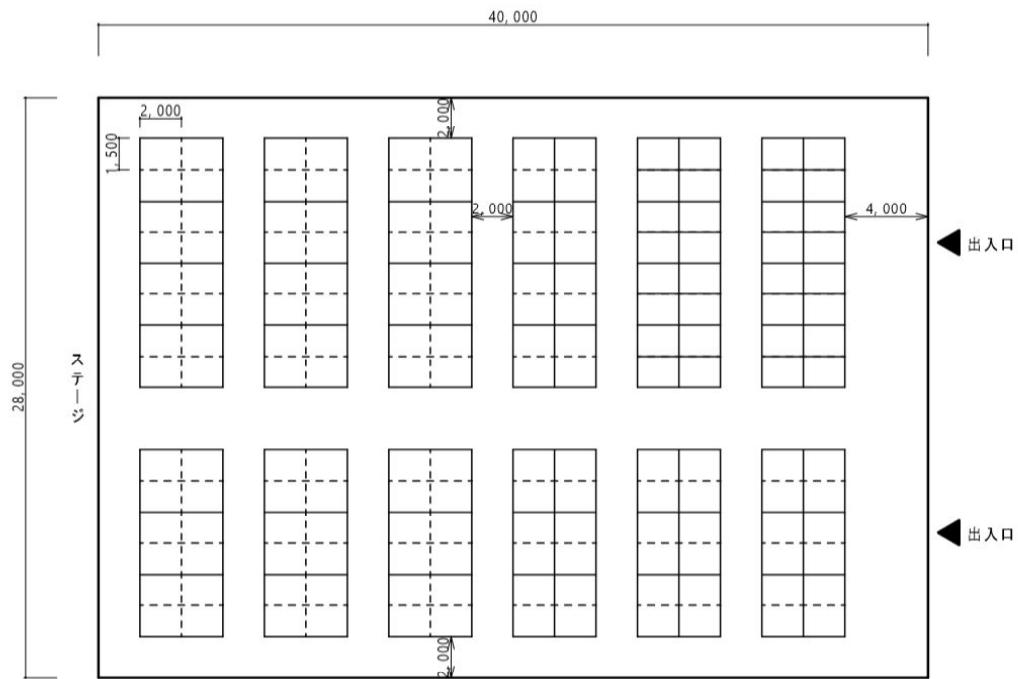
【食事・物資配布ルールの基本】

- 食品等を置くテーブル等は、アルコール消毒等で常に拭いておく。
- 手渡しは、しない。個包装の製品を準備する。
- 一斉に取りに来るような方法を避ける。
- 配布場所には手指アルコール消毒薬を設置する。
- 担当者は手袋とマスクを着用する。

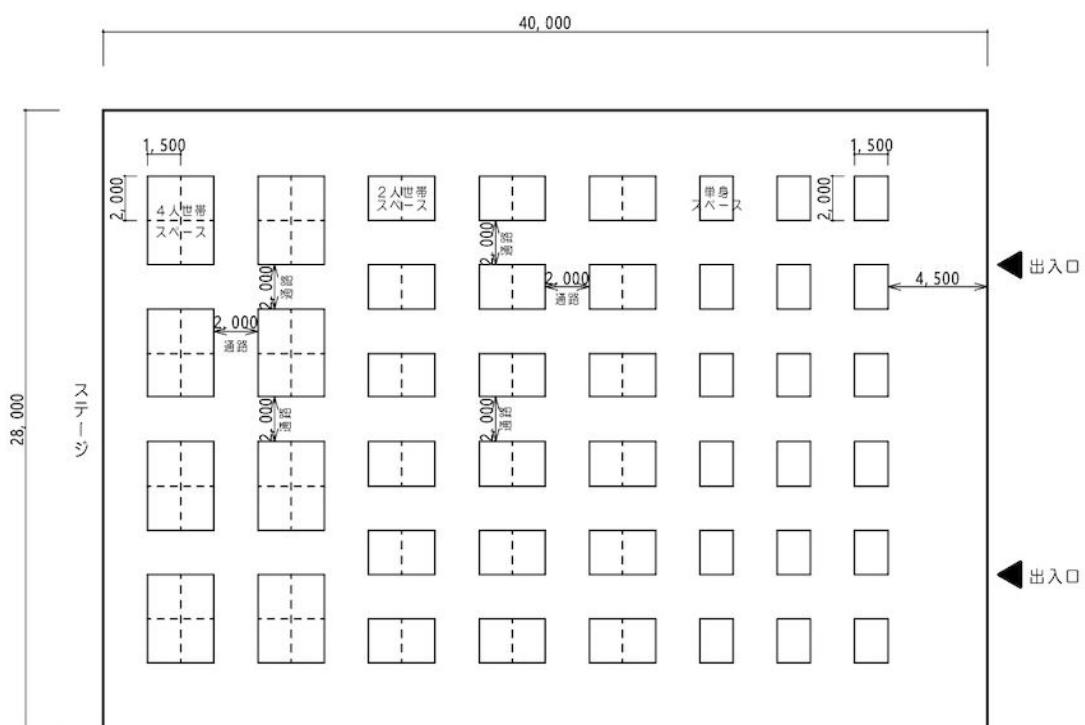
参考資料	
公益社団法人日本食品衛生協会「できていますか？衛生的な手洗い」 https://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/dl/link01-01_leaf02.pdf	
厚生労働省「マメに正しい手の洗い方」 https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekka-kansenshou01/dl/poster25b.pdf	
国立感染症研究所「手洗いで感染症予防」 https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/0000123506.pdf	

避難所レイアウトの変更（例）

【従来の配置例：168人】



【感染症対策配置：86人】



6.2 体調不良者への対応（簡易版パワーポイント p.17）

【確認事項】

タスク	目的
感染症を疑う有症状者への対応	感染波及の予防
隔離室の準備	統一した指針の確立
相談担当者の設置	安心の提供
コールセンターの案内	情報の提供

庁内担当記載欄	目標達成予定日

【隔離室の設置】

- 咳・発熱・下痢等の症状を持つ方を確実に隔離できる空間を選定する。
- 感染症の症状を持つ人がいた場合のフロー図は、事前に保健所と検討しておく。
- 二次避難のリスクが無ければ、階ごと分けることが望ましい。
- 隔離室の準備が難しければ、自立型テントやキャンピングカーも考慮する。
- 間仕切りを使用する。プラスチック素材等（拭ける素材）を天井から床まで張り巡らすこと等で工夫する。
- 定期的な換気のため、窓が一箇所以上ある空間が望ましい。
- 飛沫予防策・接触予防策を実施する。
- トイレも専用に区画する。
- ゾーニング場所をテープや注意喚起で分かりやすく表記しておく。

【自宅待機者・自宅療養者が避難してきた場合】

- 本人は申告しづらいかもしれない状況をくみ取る。
- 避難所での受付時、感染の有無・疑いについてヒアリングし、その時点で隔離。
- 都道府県連絡調整本部に確認のうえ、宿泊療養所など安全な施設へ誘導。
- 別施設への誘導が困難な場合は、隔離室や別階別室の個室等へ隔離避難。
- 施設内では、自宅療養者と、検査結果待ちの自宅待機者の利用する場所や区域は分けておく。トイレや共通の空間を使用しないようにする。

【体調相談担当者や窓口・コールセンター】

- コールセンターはつながりづらいことが多いため、避難所に体調相談担当者や窓口を設置する。相談窓口は仕切り・別室等を用いる。要員が確保できない場合は巡回相談とする。
- 市町村や保健所のコールセンターに負荷がかかりすぎる場合は、県にもバックアップ体制がとれるよう依頼する。
- アプリ等、遠隔で相談ができる体制を確立する。

7. 長期の避難所生活

7.1 環境の再整理（簡易版パワーポイント p.18）

【確認事項】

タスク	目的
長期的な避難所レイアウトの検討	飛沫、接触感染の防止
健康状態に合わせた避難生活スペースの検討	

庁内担当記載欄	目標達成予定日

- 長期化が見込まれる場合は、住民と協力して避難所のレイアウトを再検討する。段ボールベッド等の資材を入れる場合は、一度室内を大掃除し換気を十分にしたうえで実施する。
- 6.1 節の空間利用を参照する。その際、食事スペース等は居住空間と別に設置した方が良いが、利用方法として一度に集まらず互いに距離をとる、共有で使用するもの（食器等）は置かない、アルコール消毒を徹底する等のルールを決めておく。
- 地域社会の事情により、自宅療養者が避難所生活を送る場合は、6.2 節を参照にする。できるだけ感染症予防ができ、本人も安心できる施設へ移動できるように調整をこころみる。
- 避難所生活による体調不良が起きやすいため、水分補給や栄養バランスが取れた食事摂取、エコノミークラス症候群の予防、口腔衛生管理やストレスを溜めないような生活の工夫が必要。これは、既存の避難所運営でも注視されていることではあるが、感染症予防のためにも抵抗力を下げないように啓発活動をしていく。例年厚生労働省 HP から出されている、避難所生活での健康に関するリーフレット（下記）等を活用し、環境も整えていく。

厚生労働省「避難所生活で健康にすごすために」 https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/000333852.pdf	
---	---

7.2 衛生的な環境の維持（簡易版パワーポイント p.19）

【確認事項】

タスク	目的
手洗い場/足洗い場の設置	統一した指針の確立
共同スペースの衛生環境	
衛生に配慮した食料管理と配布方法	
衛生に配慮した物資配布方法	

庁内担当記載欄	目標達成予定日

【備考】

- 断水時は、早急に手洗い場だけでなく、足洗い場の設置も行う。
- 詳細は 6.1 節参照。統一した衛生方法は徹底して実施しなければ効果が無いため、住民一人ひとりの協力が必要である。
- 炊き出しへは、食材の管理や衛生管理面から、保健所にも相談し慎重に検討する。
- 避難の長期化が見越される場合は、追加の衛生用品の速やかな用意が必要。

7.3 資機材の調達（簡易版パワーポイント p.20）

【資機材】

資機材	目的	調達すべき数量
段ボールベッド	生活環境の改善	
パーテーション(拭けるもの)		
ビニールシート	飛沫、接触感染の防止	
自立型テント		
洗濯機	感染症予防	
仮設トイレ(洋式)	体調管理	
冷蔵庫(食糧管理)	食中毒予防	
扇風機やスポットクーラー(夏季)	体調管理	

庁内担当記載欄	目標達成予定日

【備考】

- パーテーションは、段ボールベッドに腰かけても顔が出ない高さが望ましい。それでも飛沫感染は予防しきれないため、マスクの着用や隣世帯との距離が必要である。
- 仮設トイレは既存の避難所運営計画にも入っていると思われるが、洋式タイプが望ましい。また、和式トイレにプラスチックの洋式便座をかぶせることで活用ができるが、安全には留意する。
- 長期化が予測されすぐに洗濯機を設置する。衣類等へ付着したウイルスの除去に効果がある。
- 感染者(疑いも含む)のリネンを洗濯する場合：
 - リネンは、体液で汚れていない場合は、手袋とマスク(サージカル等)をつけ、一般的な家庭用洗剤等で洗濯し、完全に乾かす対応で差し支えない。
 - 体液で汚れたリネンを取り扱う際は、手袋、長袖ガウン、マスク(サージカル等)をつけ、消毒（80℃以上の熱湯に10分間以上つける又は0.1%（1000ppm）次亜塩素酸）を行う。
- タオル・毛布は一度配布したら共有しない。したがって通常より大量に必要。
- 拡声器は大声を上げない（飛沫感染を防ぐ）ために必要。

7.4 ゴミ（簡易版パワーポイント p.21）

【確認事項】

衛生用品とタスク	目的	調達すべき数量
世帯ごとのゴミ袋	衛生管理	
足踏み式ゴミ箱/蓋付き		
感染性廃棄物として取り扱う場合のルール	ごみ管理	

庁内担当記載欄	目標達成予定日

【ごみ管理ルールの考え方】

- 各世帯から出るごみは、世帯ごとに小～中のごみ袋に入れ口を縛り、避難所の共同のごみ箱に捨てる。ごみ捨ての担当者は、手袋をして最終的に口を縛り処分する。
- 「感染者(症状有りや疑い者)が出したごみ(食べ物、体液が付着したもの等)」と、「非医療従事者(避難所担当者等)が着用した手袋等」は、感染性廃棄物として廃棄する。
- 感染性廃棄物の廃棄には医療廃棄物を取り扱う専門業者との契約が必要。
- 感染性廃棄物は足踏み式ゴミ箱、または蓋つきのごみ箱に捨てる。
- 隔離室では、個人単位でゴミ袋を配布し、口を閉じて感染性の廃棄物ゴミ箱に廃棄する。
 - ごみ収集の際は、手袋・サージカルマスク・眼の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）・長袖ガウンを使用する。

参考情報	
環境省「新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方」 https://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/flyer_on_disposal_of_contaminated_household_waste.pdf	

7.5 保健医療体制（簡易版パワーポイント p.22）

【確認事項】

タスク	目的
救護所設置場所の検討	保健医療提供の柔軟な対応
感染症者以外の傷病者の搬送	
保健師の巡回	
避難所支援者対応	
避難所に入る様々な支援者への対応	

庁内担当記載欄	目標達成予定日

【保健医療提供の柔軟な対応】

- 救護所設置場所を再検討する。
 - 医療者の感染、避難者間の感染を防ぐためにも、屋外スペースが望ましい（自立型テントやエアテントを使用する）。
- 在宅避難の方が来る可能性も想定する。
- 感染症者以外の傷病者の搬送ルールを取り決めておく。
 - 症状が軽い人は、可能な限り救護所や診療所で診る体制を整えた方が良い。
- 巡回保健師は複数の避難所を掛け持ちする場合が多いので、感染を波及する可能性が高いため、目的別の感染防御の徹底が必要である。
- 避難所に入る様々な支援者への対応
 - 感染防御対策・衛生用品を準備していない支援者は断る。
 - NGO 等の保健医療チームは、保健所に設置されている可能性の高い保健医療調整本部支部(仮)を通して入ってもらう。

8. 避難所閉鎖

8.1 避難所閉鎖時の対応（簡易版パワーポイント p.23）

【確認事項】

タスク	目的
感染者が利用された後の対応方法	原状復帰
宿泊施設借上げ終了時の対応	

府内担当記載欄	目標達成予定日

【備考】

- 感染者の利用後の対応
 - 退去後の居室の清掃等・退去後は、室内の家具・備品の消毒及び十分な換気を行う。
 - 清掃は、通常の宿泊施設等と同様の清掃に加え、次亜塩素酸 0.05% 溶液及びアルコールによりドアの取手やノブ、ベッド柵等を拭く。
 - 清掃・消毒の際は、手袋、サージカルマスク、眼の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）、長袖ガウンを使用して行う。
- 宿泊施設借り上げを終了する際の対応
 - 上記、利用後の居室の清掃等と同様の対応でも差し支えないが、施設側と調整の上、必要に応じて消毒等適切な対応を行う。

【参考資料】

- 「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について（事務連絡）」（令和2年4月7日付事務連絡）内閣府 http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan_korona.pdf
- 「新型コロナウイルスに関するQ&A(一般の方向け)」厚生労働省HP令和2年4月16日時点版 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html
- 「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」（令和2年4月2日付事務連絡）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 <https://www.mhlw.go.jp/content/000618528.pdf>
- 「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」の送付について（令和2年4月2日付事務連絡）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 <https://www.mhlw.go.jp/content/000618526.pdf>
- 「家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」厚生労働省HP <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>
- 「新型コロナウイルスから皆さんの安全をまもるために」防衛省統合幕僚監部 https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster_relief/2020covid_19/2020covid_19_guidance1.pdf ,
- 「新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭での注意事項」日本環境感染学会 HP <http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/dokyokazokuchujikou.pdf>
- 「大規模自然災害時の被災地における感染制御マネージメントの手引き」アドホック委員会被災地における感染対策に関する検討委員会報告、日本感染症学会、http://www.kankyokansen.org/other/public-comment_1312.pdf
- 「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」（令和2年4月7日）国立感染症研究所、国立国際医療研究センター国際感染症センター <https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200407.pdf>
- 「避難所における感染対策マニュアル」2011年3月24日版 平成22年度厚生労働科学研究費補助金「新型インフルエンザ等の院内感染制御に関する研究」研究班(主任研究者 切替照雄)作成 http://qsh.jp/saigai_doc/kansentaisaku_20110324.pdf
- 「新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方」環境省 https://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/flyer_on_disposal_of_contaminated_household_waste.pdf

【医療廃棄物処理等に関する紹介リンク先】

- 「新型コロナウイルス感染症にかかる廃棄物の適正処理等について（通知）」
令和2年3月4日付環循適発第2003044号・環循規発第2003043号環境省環境再生資源循環局長通知
http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/er_2003044_local_gov.pdf
- 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成30年3月）環境省
<http://www.env.go.jp/recycle/misc/kansen-manual1.pdf>
- 「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成21年3月）環境省
<http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/>

COVID-19は未解明の部分が多く、最適な対応が今後変わってゆくことが考えられます。本資料にとらわれることなく、厚生労働省や各関係省庁のウェブサイト、各学会等のウェブサイト等も注視のうえ、最新情報へのアップデートをお願いします。

【執筆協力者】

藤原宏之 人と防災未来センター研究調査員(伊勢市から出向)
: レポート全体の構成、簡易版のデザイン
高原耕平 人と防災未来センター主任研究員 : 手引き版のデザイン
松川杏寧 人と防災未来センター主任研究員 : 合理的配慮に関する事項
木作尚子 人と防災未来センター主任研究員 : 福祉避難所に関する事項

【謝辞】

本レポートの原案について、人と防災未来センター・リサーチフェローの自治体職員の皆さま、リサーチフェローの先生方、またセンターの研修等で関わりのある自治体職員の皆さまからご意見をいただきました。

心より御礼申し上げます。

【更新履歴】

2020/5/1 「臨時レポート No.1 (2020年4月30日現在)」Ver.2公開
2020/4/27 「臨時レポート No.1 (2020年4月23日現在)」微修正第2版公開
2020/4/24 「臨時レポート No.1 (2020年4月23日現在)」初版公開

DRI 臨時レポート No.1 (2020年4月30日現在)
http://www.dri.ne.jp/wordpress/wp-content/uploads/Sp_report_Vol1.pdf



公益財団法人 ひょうご震災記念21世紀研究機構
人と防災未来センター
〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2
TEL : 078-262-5066、FAX : 078-262-5082
研究員 高岡誠子

【資料⑦】

府政防第930号
消防災第86号
令和2年5月21日

各都道府県防災担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部
防災課長

新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての
各省庁及び独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用等について

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっております。通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するため、別添の通知文のとおり、内閣府から各省庁に対し、所有する研修所、宿泊施設、その他施設の貸出及び所管団体等に対する貸出の協力について依頼しているところです。

また、当該通知文においては、①各省庁において、国の施設の貸出について検討するとともに、独立行政法人等に対して施設の貸出の協力を依頼して、貸出可能な施設のリストを作成するようお願いしており、リストは、内閣府より立地する都道府県の防災担当主管部局を通じて市町村の防災担当主管部局に対して情報提供すること、②さらに所管の民間団体等に対し、所有する施設の貸出へのご協力を依頼していただき、貸出が可能な施設がある場合には、民間団体等から、立地する都道府県及び市町村の防災担当主管部局に対し、その旨お伝えいただくこととしております。

これらについて御了知のうえ、都道府県におかれでは、貴管内市町村の防災担当主管部局に対して、これらの旨と併せて、内閣府からリストの提供があった場合や、民間団体等から貸出の申し出があった際には、連携・調整を図ったうえで取組を進めていただきたい旨、周知いただくとともに、必要な場合には、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

<連絡先>
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、高尾、秋吉、山元
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、館野、飯田
TEL 03-5253-7525（直通）

令和2年5月21日
府政防第931号

各省庁官房長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての研修所、宿泊施設等の貸出の協力依頼について

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっており、各都道府県、保健所設置市、特別区宛に「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年4月1日付け府政防第779号他）及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」（令和2年4月7日付け事務連絡）を発出したところです。

これらの通知及び事務連絡において、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、ホテル・旅館等の活用等を検討するよう助言したところですが、地方公共団体によっては、災害時にお避難所が不足することも考えられ、その際には、貴省庁、及び所管の独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設、その他施設について、避難所としての貸出にご協力をいただきたいと考えています。

貴省庁におかれでは、下記のように、所有する施設の貸出にご協力いただくとともに、所管の独立行政法人、民間団体等に対し、所有する施設の貸出へのご協力を依頼していただくようお願いいたします。

記

1. 国及び独立行政法人等^{*}が所有する研修所、宿泊施設、その他施設の貸出の検討及び貸出可能な施設のリストの作成等について

各省庁において、国の施設の貸出について検討するとともに、独立行政法人等に対して施設の貸出の協力を依頼して、貸出可能な施設のリストを作成し、別途ご案内する方法で内閣府に提供いただくよう、お願いいたします。

リストは、内閣府より立地する都道府県の防災担当主管部局を通じて市町村の防災担当主管部局に対して情報提供します。市町村から貸出が可能な施設の所有者へ連絡して、都道府県と連携して取組を進めるようお願いするとともに、都道府県に対しても必要な場合には、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただくようお願いしています。

（別添1）

なお、貸出が可能な施設がある場合には、出水期に向けて迅速に調整を進めるとともに、当該施設を所有する省庁又は所管の独立行政法人等から、立地する都道府県及び市町村の防災担当主管部局に対し、貸出が可能と判断された段階で直接その旨をご連絡いただくことが可能であれば、併せてご連絡願います。

※特殊法人、認可法人等を含む

2. 民間団体等が所有する研修所、宿泊施設、その他施設の貸出の協力依頼について

所管の民間団体等に対し、所有する施設の貸出への協力を依頼していただき、貸出が可能な施設がある場合には、民間団体等から、立地する都道府県及び市町村の防災担当主管部局に対し、その旨お伝えいただき、当該市町村の関係部局とよく連携・調整を図ったうえで貸出を進めていただきますようお願いいたします。

なお、都道府県に対しても必要な場合には、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただくようお願いしています。（別添1）

※ 独立行政法人等や民間団体等に対して、施設の貸出のご協力をしていただく際には、別添2のご案内事項を配布して下さい。

＜連絡先＞

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、高尾、秋吉、山元
TEL 03-3501-5191（直通）

別添 1

府政防第 930 号
消防災第 86 号
令和 2 年 5 月 21 日

各都道府県防災担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部
防災課長

新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての
各省庁及び独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用等について

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっております。通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するため、別添の通知文のとおり、内閣府から各省庁に対し、所有する研修所、宿泊施設、その他施設の貸出及び所管団体等に対する貸出の協力について依頼しているところです。

また、当該通知文においては、①各省庁において、国の施設の貸出について検討するとともに、独立行政法人等に対して施設の貸出の協力を依頼して、貸出可能な施設のリストを作成するようお願いしており、リストは、内閣府より立地する都道府県の防災担当主管部局を通じて市町村の防災担当主管部局に対して情報提供すること、②さらに所管の民間団体等に対し、所有する施設の貸出へのご協力を依頼していただき、貸出が可能な施設がある場合には、民間団体等から、立地する都道府県及び市町村の防災担当主管部局に対し、その旨お伝えいただくこととしております。

これらについて御了知のうえ、都道府県におかれでは、貴管内市町村の防災担当主管部局に対して、これらの旨と併せて、内閣府からリストの提供があった場合や、民間団体等から貸出の申し出があった際には、連携・調整を図ったうえで取組を進めていただきたい旨、周知いただくとともに、必要な場合には、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、高尾、秋吉、山元
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課

神田、館野、飯田

TEL 03-5253-7525（直通）

研修所、宿泊施設等の貸出にご協力いただく団体等へのご案内事項

内閣府政策統括官（防災担当）

○貸出していただける独立行政法人等の皆様は所管省庁へ、民間団体等の皆様は、施設が立地する都道府県及び市区町村の防災担当部局へ申し出ていただきます。

○施設は、災害の発生後速やかに避難所として使用させていただくことを想定しています。

また風水害の場合は、災害が発生する前に、指定緊急避難場所としての役割も兼ねる避難所として使用させていただくことを想定しています。詳細については、自治体とご協議下さい。

○貸出していただく施設の種類は、以下を想定しています。

- ・避難所として使用できる研修所や宿泊施設、福利厚生施設、その他施設における、宿泊室、体育館、講堂、会議室、その他大空間の室のある施設
- ・風水害に備え、指定緊急避難場所として避難できる高さのある施設（洪水等のハザードマップ上、想定浸水高さ以上に階があり、避難が可能な施設）

基本的には、災害時に当該組織の活動を BCP（事業継続計画）等に基づき継続することを前提としつつ、施設の一部でも可能な範囲で貸出を行えるか検討していただき、災害が発生した際には、そのような前提で自治体と協議しつつ対応していただくことを想定しています。
最低限必要な設備等は、特段ございません。

※ 避難所：避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設

指定緊急避難場所：居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所
(例：風水害の襲来時に避難する場所)

- ※ 施設の安全性等が確保された施設について、貸出の申し出をお願いします。
災害時には、施設の安全性等を、申し出ていただいた団体等と自治体が適切に確認した上で使用します。
- ※ 発熱、咳等の症状のある者のための専用のスペースや、PCR検査や抗原検査で陽性となった者を病院や宿泊療養施設等へ移送するまでの間、一時的に滞在するスペースとするため、複数の部屋を貸出していただくことが望ましいです。貸出していただける部屋に応じて、自治体が団体等と調整して運営管理を行うことを想定しています。また、このような避難者に対しては、自治体の防災担当部局と保健福祉部局、保健所等が連携して対応します。

○施設には、基本的に新型コロナウイルス感染者（PCR検査陽性者又は抗原検査陽性者）でない避難者が利用することを想定しています。

○貸出に当たっては、災害救助法において、公の施設等は無償を原則とし(光熱水費は含まず)、私人又は民間企業等の所有する建物は有償可としていることを参考としつつ、団体等の事情を踏まえ、自治体とご協議下さい。

○貸出施設の避難所としての運営管理は、開設時を含め、自治体が適切に行う責務を有します。また、貸出中の施設は、施設管理者の支援を受けながら自治体が運営管理することを想定しています（自治体とご協議下さい）。

○貸出の期間は、自治体とご協議下さい。（災害の規模によって異なりますが、数日～数か月が考えられます。）

○団体等と自治体が協定を締結するに当たって、別紙のひな形（案）をご参考として下さい。

災害時における施設等の利用に関する協定

●●市（以下「甲」という。）と○○研修所（以下「乙」という。）は、災害時における甲が行う災害対策への乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、●●市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の協力要請に基づき、甲が乙の敷地及び施設（以下「施設等」という。）を避難所として利用する際の、必要な事項を定めることを目的とする。なお、利用に当たっては、甲乙協力しながら対応することとする。

（範囲）

第2条 乙が利用することのできる施設等の範囲は次のとおりとする。

- (1) 体育館
- (2) 研修施設
- (3) △△

（利用の協力要請）

第3条 甲は、●●市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、●●市地域防災計画に定める施設等だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場（以下「避難所等」という。）として利用するため、乙に対し、前条に掲げる施設のうち必要な範囲において、利用の協力要請することができる。

2 前項の協力要請は、別記第1号様式の提出により行うものとする。ただし、当該様式を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により協力要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（利用の承認）

第4条 乙は、甲からの第3条第2項の協力要請に基づき、施設の利用が必要と認めるときは、別記第2号様式を甲に交付し、甲は、当該様式記載の使用条件に基づき利用するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を承諾する場合は、国有財産法第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき、使用料を無償とする。

3 乙は、前条の協力要請が行われた場合、可能な範囲で、甲に協力するものとする。

（利用期間）

第5条 施設等の利用期間は、甲の被害状況等を考慮した上、甲乙協議により定めるものとする。

2 甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

（返還）

第6条 甲は、乙から提供された施設等の利用を終了する場合は、書面により、乙に通知するものとする。

2 甲は、施設の利用を終了するときは、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

(費用負担及び物資の調達)

第7条 避難所等の運営経費は全額を甲が負担することとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。

(運営管理に関する責任)

第8条 乙は、施設に地域住民等が避難した際に発生した避難所の運営管理に係る事故等の責任は負わないものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとする。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 住所

●●市

代表者 ●●市長

乙 住所

○○研修所

代表者 所長

別記第1号様式（第3条関係）

年　月　日

○○所長

殿

●●市長

国有財産使用許可申請書

下記のとおり、行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

- (1) 所在
- (2) 区分 建物及び土地
- (3) 数量

2 使用しようとする理由

避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場

3 使用しようとする期間

年　月　日（　）から　年　月　日（　）まで

4 その他参考となるべき事項

別記第2号様式（第4条関係）

年　月　日

●●市長 殿

○○所長

国有財産使用許可書

年　月　日付けで申請のありました避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場として、当研修所の国有財産を使用することについて、下記のとおり許可します。

記

1 使用場所

- (1) 所在
- (2) 区分 建物及び土地
- (3) 数量

2 使用内容

避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場

3 使用期間

年　月　日（　）から　年　月　日（　）まで

4 その他

- (1) 施設等の使用については、既設物等を毀損させないよう注意して使用すること。
- (2) 使用期間を変更する場合は、事前に申し出ること。

災害時における施設等の利用に関する協定

●●市（以下「甲」という。）と○○研修所（以下「乙」という。）は、災害時における甲が行う災害対策への乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、●●市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の協力要請に基づき、甲が乙の敷地及び施設（以下「施設等」という。）を避難所として利用する際の、必要な事項を定めることを目的とする。

（範囲）

第2条 乙が利用することのできる施設等の範囲は次のとおりとする。

- (1) 体育館
- (2) 研修施設
- (3) △△

（利用の協力要請）

第3条 甲は、●●市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、●●市地域防災計画に定める施設等だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場（以下「避難所等」という。）として利用するため、乙に対し、前条に掲げる施設のうち必要な範囲において、利用の協力要請することができる。

2 前項の協力要請は、別記第1号様式の提出により行うものとする。ただし、当該様式を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により協力要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（利用の承認）

第4条 乙は、甲からの第3条第2項の協力要請に基づき、施設の利用が必要と認めるときは、別記第2号様式を甲に交付し、甲は、当該様式記載の使用条件に基づき利用するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を承諾する場合のこの協定に基づく施設等の借上げ費用の額及びその支払方法等は、甲乙協議の上別途定めるものとし、借上げ費用は、甲が負担するものとする。

3 乙は、前条の協力要請が行われた場合、可能な範囲で、甲に協力するものとする。

（利用期間）

第5条 施設等の利用期間は、甲の被害状況等を考慮した上、甲乙協議により定めるものとする。

2 甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

（返還）

第6条 甲は、乙から提供された施設等の利用を終了する場合は、書面により、乙に通知するものとする。

2 甲は、施設の利用を終了するときは、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

(費用負担及び物資の調達)

第7条 避難所等の運営経費は全額を甲が負担することとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。

(運営管理に関する責任)

第8条 乙は、施設に地域住民等が避難した際に発生した避難所の運営管理に係る事故等の責任は負わないものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとする。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 住所

●●市

代表者 ●●市長

乙 住所

○○研修所

代表者 所長

別記第1号様式（第3条関係）

年　月　日

○○所長

殿

●●市長

施設等使用許可申請書

下記のとおり、施設等を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1 使用しようとする施設等

- (1) 所在
- (2) 区分 建物及び土地
- (3) 数量

2 使用しようとする理由

避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場

3 使用しようとする期間

年　月　日（　）から　年　月　日（　）まで

4 その他参考となるべき事項

別記第2号様式（第4条関係）

年　月　日

●●市長 殿

○○所長

施設等使用許可書

年　月　日付けで申請のありました避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場として、当研修所の施設等を使用することについて、下記のとおり許可します。

記

1 使用場所

- (1) 所在
- (2) 区分 建物及び土地
- (3) 数量

2 使用内容

避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場

3 使用期間

年　月　日（　）から　年　月　日（　）まで

4 その他

- (1) 施設等の使用については、既設物等を毀損させないよう注意して使用すること。
- (2) 使用期間を変更する場合は、事前に申し出ること。

【資料⑧】

令和2年5月21日
府政防第931号

各省庁官房長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての研修所、宿泊施設等の貸出の協力依頼について

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっており、各都道府県、保健所設置市、特別区宛に「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年4月1日付け府政防第779号他）及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」（令和2年4月7日付け事務連絡）を発出したところです。

これらの通知及び事務連絡において、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、ホテル・旅館等の活用等を検討するよう助言したところですが、地方公共団体によっては、災害時にお避難所が不足することも考えられ、その際には、貴省庁、及び所管の独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設、その他施設について、避難所としての貸出にご協力をいただきたいと考えています。

貴省庁におかれでは、下記のように、所有する施設の貸出にご協力いただくとともに、所管の独立行政法人、民間団体等に対し、所有する施設の貸出へのご協力を依頼していただくようお願いいたします。

記

1. 国及び独立行政法人等^{*}が所有する研修所、宿泊施設、その他施設の貸出の検討及び貸出可能な施設のリストの作成等について

各省庁において、国の施設の貸出について検討するとともに、独立行政法人等に対して施設の貸出の協力を依頼して、貸出可能な施設のリストを作成し、別途ご案内する方法で内閣府に提供いただくよう、お願いいたします。

リストは、内閣府より立地する都道府県の防災担当主管部局を通じて市町村の防災担当主管部局に対して情報提供します。市町村から貸出が可能な施設の所有者へ連絡して、都道府県と連携して取組を進めるようお願いするとともに、都道府県に対しても必要な場合には、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただくようお願いしています。

（別添1）

なお、貸出が可能な施設がある場合には、出水期に向けて迅速に調整を進めるとともに、当該施設を所有する省庁又は所管の独立行政法人等から、立地する都道府県及び市町村の防災担当主管部局に対し、貸出が可能と判断された段階で直接その旨をご連絡いただくことが可能であれば、併せてご連絡願います。

※特殊法人、認可法人等を含む

2. 民間団体等が所有する研修所、宿泊施設、その他施設の貸出の協力依頼について

所管の民間団体等に対し、所有する施設の貸出への協力を依頼していただき、貸出が可能な施設がある場合には、民間団体等から、立地する都道府県及び市町村の防災担当主管部局に対し、その旨お伝えいただき、当該市町村の関係部局とよく連携・調整を図ったうえで貸出を進めていただきますようお願いいたします。

なお、都道府県に対しても必要な場合には、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただくようお願いしています。（別添1）

※ 独立行政法人等や民間団体等に対して、施設の貸出のご協力をしていただく際には、別添2のご案内事項を配布して下さい。

＜連絡先＞

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、高尾、秋吉、山元
TEL 03-3501-5191（直通）

別添 1

府政防第930号
消防災第86号
令和2年5月21日

各都道府県防災担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部
防災課長

新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての
各省庁及び独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用等について

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっております。通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するため、別添の通知文のとおり、内閣府から各省庁に対し、所有する研修所、宿泊施設、その他施設の貸出及び所管団体等に対する貸出の協力について依頼しているところです。

また、当該通知文においては、①各省庁において、国の施設の貸出について検討するとともに、独立行政法人等に対して施設の貸出の協力を依頼して、貸出可能な施設のリストを作成するようお願いしており、リストは、内閣府より立地する都道府県の防災担当主管部局を通じて市町村の防災担当主管部局に対して情報提供すること、②さらに所管の民間団体等に対し、所有する施設の貸出へのご協力を依頼していただき、貸出が可能な施設がある場合には、民間団体等から、立地する都道府県及び市町村の防災担当主管部局に対し、その旨お伝えいただくこととしております。

これらについて御了知のうえ、都道府県におかれでは、貴管内市町村の防災担当主管部局に対して、これらの旨と併せて、内閣府からリストの提供があった場合や、民間団体等から貸出の申し出があった際には、連携・調整を図ったうえで取組を進めていただきたい旨、周知いただくとともに、必要な場合には、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、高尾、秋吉、山元
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課

神田、館野、飯田

TEL 03-5253-7525（直通）

研修所、宿泊施設等の貸出にご協力いただく団体等へのご案内事項

内閣府政策統括官（防災担当）

○貸出していただける独立行政法人等の皆様は所管省庁へ、民間団体等の皆様は、施設が立地する都道府県及び市区町村の防災担当部局へ申し出ていただきます。

○施設は、災害の発生後速やかに避難所として使用させていただくことを想定しています。

また風水害の場合は、災害が発生する前に、指定緊急避難場所としての役割も兼ねる避難所として使用させていただくことを想定しています。詳細については、自治体とご協議下さい。

○貸出していただく施設の種類は、以下を想定しています。

- ・避難所として使用できる研修所や宿泊施設、福利厚生施設、その他施設における、宿泊室、体育館、講堂、会議室、その他大空間の室のある施設
- ・風水害に備え、指定緊急避難場所として避難できる高さのある施設（洪水等のハザードマップ上、想定浸水高さ以上に階があり、避難が可能な施設）

基本的には、災害時に当該組織の活動を BCP（事業継続計画）等に基づき継続することを前提としつつ、施設の一部でも可能な範囲で貸出を行えるか検討していただき、災害が発生した際には、そのような前提で自治体と協議しつつ対応していただくことを想定しています。
最低限必要な設備等は、特段ございません。

※ 避難所：避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設

指定緊急避難場所：居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所
(例：風水害の襲来時に避難する場所)

※ 施設の安全性等が確保された施設について、貸出の申し出をお願いします。
災害時には、施設の安全性等を、申し出ていただいた団体等と自治体が適切に確認した上で使用します。

※ 発熱、咳等の症状のある者のための専用のスペースや、PCR検査や抗原検査で陽性となった者を病院や宿泊療養施設等へ移送するまでの間、一時的に滞在するスペースとするため、複数の部屋を貸出していただくことが望ましいです。貸出していただける部屋に応じて、自治体が団体等と調整して運営管理を行うことを想定しています。また、このような避難者に対しては、自治体の防災担当部局と保健福祉部局、保健所等が連携して対応します。

○施設には、基本的に新型コロナウイルス感染者（PCR検査陽性者又は抗原検査陽性者）でない避難者が利用することを想定しています。

○貸出に当たっては、災害救助法において、公の施設等は無償を原則とし(光熱水費は含まず)、私人又は民間企業等の所有する建物は有償可としていることを参考としつつ、団体等の事情を踏まえ、自治体とご協議下さい。

○貸出施設の避難所としての運営管理は、開設時を含め、自治体が適切に行う責務を有します。また、貸出中の施設は、施設管理者の支援を受けながら自治体が運営管理することを想定しています（自治体とご協議下さい）。

○貸出の期間は、自治体とご協議下さい。（災害の規模によって異なりますが、数日～数か月が考えられます。）

○団体等と自治体が協定を締結するに当たって、別紙のひな形（案）をご参考として下さい。

災害時における施設等の利用に関する協定

●●市（以下「甲」という。）と○○研修所（以下「乙」という。）は、災害時における甲が行う災害対策への乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、●●市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の協力要請に基づき、甲が乙の敷地及び施設（以下「施設等」という。）を避難所として利用する際の、必要な事項を定めることを目的とする。なお、利用に当たっては、甲乙協力しながら対応することとする。

（範囲）

第2条 乙が利用することのできる施設等の範囲は次のとおりとする。

- (1) 体育館
- (2) 研修施設
- (3) △△

（利用の協力要請）

第3条 甲は、●●市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、●●市地域防災計画に定める施設等だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場（以下「避難所等」という。）として利用するため、乙に対し、前条に掲げる施設のうち必要な範囲において、利用の協力要請することができる。

2 前項の協力要請は、別記第1号様式の提出により行うものとする。ただし、当該様式を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により協力要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（利用の承認）

第4条 乙は、甲からの第3条第2項の協力要請に基づき、施設の利用が必要と認めるときは、別記第2号様式を甲に交付し、甲は、当該様式記載の使用条件に基づき利用するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を承諾する場合は、国有財産法第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき、使用料を無償とする。

3 乙は、前条の協力要請が行われた場合、可能な範囲で、甲に協力するものとする。

（利用期間）

第5条 施設等の利用期間は、甲の被害状況等を考慮した上、甲乙協議により定めるものとする。

2 甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

（返還）

第6条 甲は、乙から提供された施設等の利用を終了する場合は、書面により、乙に通知するものとする。

2 甲は、施設の利用を終了するときは、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

(費用負担及び物資の調達)

第7条 避難所等の運営経費は全額を甲が負担することとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。

(運営管理に関する責任)

第8条 乙は、施設に地域住民等が避難した際に発生した避難所の運営管理に係る事故等の責任は負わないものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとする。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 住所

●●市

代表者 ●●市長

乙 住所

○○研修所

代表者 所長

別記第1号様式（第3条関係）

年　月　日

○○所長

殿

●●市長

国有財産使用許可申請書

下記のとおり、行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

- (1) 所在
- (2) 区分 建物及び土地
- (3) 数量

2 使用しようとする理由

避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場

3 使用しようとする期間

年　月　日（　）から　年　月　日（　）まで

4 その他参考となるべき事項

別記第2号様式（第4条関係）

年　月　日

●●市長 殿

○○所長

国有財産使用許可書

年　月　日付けで申請のありました避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場として、当研修所の国有財産を使用することについて、下記のとおり許可します。

記

1 使用場所

- (1) 所在
- (2) 区分 建物及び土地
- (3) 数量

2 使用内容

避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場

3 使用期間

年　月　日（　）から　年　月　日（　）まで

4 その他

- (1) 施設等の使用については、既設物等を毀損させないよう注意して使用すること。
- (2) 使用期間を変更する場合は、事前に申し出ること。

災害時における施設等の利用に関する協定

●●市（以下「甲」という。）と○○研修所（以下「乙」という。）は、災害時における甲が行う災害対策への乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、●●市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の協力要請に基づき、甲が乙の敷地及び施設（以下「施設等」という。）を避難所として利用する際の、必要な事項を定めることを目的とする。

（範囲）

第2条 乙が利用することのできる施設等の範囲は次のとおりとする。

- (1) 体育館
- (2) 研修施設
- (3) △△

（利用の協力要請）

第3条 甲は、●●市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、●●市地域防災計画に定める施設等だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場（以下「避難所等」という。）として利用するため、乙に対し、前条に掲げる施設のうち必要な範囲において、利用の協力要請することができる。

2 前項の協力要請は、別記第1号様式の提出により行うものとする。ただし、当該様式を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により協力要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（利用の承認）

第4条 乙は、甲からの第3条第2項の協力要請に基づき、施設の利用が必要と認めるときは、別記第2号様式を甲に交付し、甲は、当該様式記載の使用条件に基づき利用するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を承諾する場合のこの協定に基づく施設等の借上げ費用の額及びその支払方法等は、甲乙協議の上別途定めるものとし、借上げ費用は、甲が負担するものとする。

3 乙は、前条の協力要請が行われた場合、可能な範囲で、甲に協力するものとする。

（利用期間）

第5条 施設等の利用期間は、甲の被害状況等を考慮した上、甲乙協議により定めるものとする。

2 甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

（返還）

第6条 甲は、乙から提供された施設等の利用を終了する場合は、書面により、乙に通知するものとする。

2 甲は、施設の利用を終了するときは、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

(費用負担及び物資の調達)

第7条 避難所等の運営経費は全額を甲が負担することとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。

(運営管理に関する責任)

第8条 乙は、施設に地域住民等が避難した際に発生した避難所の運営管理に係る事故等の責任は負わないものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとする。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 住所

●●市

代表者 ●●市長

乙 住所

○○研修所

代表者 所長

別記第1号様式（第3条関係）

年　月　日

○○所長

殿

●●市長

施設等使用許可申請書

下記のとおり、施設等を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1 使用しようとする施設等

- (1) 所在
- (2) 区分 建物及び土地
- (3) 数量

2 使用しようとする理由

避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場

3 使用しようとする期間

年　月　日（　）から　年　月　日（　）まで

4 その他参考となるべき事項

別記第2号様式（第4条関係）

年　月　日

●●市長 殿

○○所長

施設等使用許可書

年　月　日付けで申請のありました避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場として、当研修所の施設等を使用することについて、下記のとおり許可します。

記

1 使用場所

- (1) 所在
- (2) 区分 建物及び土地
- (3) 数量

2 使用内容

避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場

3 使用期間

年　月　日（　）から　年　月　日（　）まで

4 その他

- (1) 施設等の使用については、既設物等を毀損させないよう注意して使用すること。
- (2) 使用期間を変更する場合は、事前に申し出ること。

【資料⑨】

国水計調第1号
国水情第4号
国水環保第2号
令和2年4月30日

岩手県 水防担当部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
河川計画課 河川計画調整室長

河川情報企画室長

河川環境課 河川保全企画室長

令和2年出水期を迎えるにあたっての「大規模氾濫減災協議会」の運用について

大規模氾濫減災協議会及び都道府県大規模氾濫減災協議会（以下、「協議会」と総称する。）の開催については、平成31年3月29日付水管理・国土保全局河川計画課長他通知「水防法第15条の9及び第15条の10に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（以下、「協議会運用通知」という。）において通知しているところである。

今般、令和2年出水期を迎えようとしているところであり、また、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、一部都道府県を対象に緊急事態宣言が発出され、その対応については同8日付水管理・国土保全局河川環境課長他通知「新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言を踏まえた対応について」において示されているところである。また、同16日には、緊急事態宣言の対象が全都道府県へ拡大された。

これらの状況を鑑み、協議会の開催に当たっては、下記について留意されたい。

記

1. 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）も踏まえた対応

（1）協議会の場を活用した効果的な情報共有について

協議会では「水防災意識社会」再構築の取組をさらに推進し、水害による「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現するため、関係機関による取組の共有や密接な連携体制の構築を進めてきたところである。

今般の感染症の拡がりを勘案すると、その重要性はより高まっており、協議会については、可能な限り WEB 会議による開催に取り組み、効果的な情報共有を図られたい。WEB 会議による開催が困難な場合には、必要に応じて動画等を作成するなど、十分な情報共有体制を構築されたい。

なお、メディア連携協議会などの関連する会議についても同様とされたい。

（2）連携体制の構築及び協議会での共有事項について

今般の感染症の拡がりを勘案し、都道府県等の衛生主管部局が発信する感染症の発生状況や感染予防に関する事項を共有し、必要な取組を実施されたい。

また、当該河川の存する市町村の長は、地域の防災事務を担う立場であることから、協議会の場で十分な議論ができるよう、従前からの高齢者福祉部局だけでなく、保健福祉部局とも連携を図るよう調整されたい。

各取組に関する感染症への対応については、関係行政機関から対応上の留意点等について通知されているところである。例えば、円滑かつ迅速な避難のための取組に関連する内容として、避難所の対応について、以下の参考事務連絡に示されている。協議会においても、各構成員の感染症を踏まえた避難等、各取組において感染症を踏まえた対応について共有し、事前に十分な連携体制を構築する等、適切に対応されたい。

【参考事務連絡】

○令和2年4月1日付事務連絡「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」

（各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部（局）長、衛生主管部（局）長宛て、内閣府政策統括官（防災担当）付参考官（避難生活担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長発出）

<参考 URL：内閣府防災情報のページ 公表資料>

<http://www.bousai.go.jp/pdf/korona.pdf>

○令和2年4月7日付事務連絡「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」

（各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部（局）長、衛生主管部（局）長宛て、内閣府政策統括官（防災担当）付参考官（避難生活担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長発出）

<参考 URL：内閣府防災情報のページ 公表資料>

http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan_korona.pdf

○令和2年4月21日付通知「「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について（通知）」

（各都道府県消防防災主管部長宛て、内閣府政策統括官（防災担当）付参考官（調査・企画担当）、消防庁国民保護・防災課長発出）

○令和2年4月28日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」

(各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部（局）長、衛生主管部（局）長宛て、内閣府政策統括官（防災担当）付参考官（避難生活担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長、観光庁観光産業課長発出)
＜参考 URL：内閣府防災情報のページ 公表資料＞

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/corona_hotel_0429.pdf

2. 令和元年の洪水等を踏まえた協議会における取組内容の充実

協議会における取組として、協議会運用通知の記7.（1）協議会の取組内容に加えて、地域の実情を踏まえつつ、特に以下に示す令和元年の洪水での課題等に対応するための事項についても取り組まれたい。なお、すでに協議会を開催済みの協議会にあっては、関係者間で本通知の内容を共有されたい。

協議会においては、当該地域の水害リスク情報や、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している減災対策の取組状況、減災対策を進めるうえで前提となる河川整備等の実施状況、流域における対策の状況等を十分に共有したうえで、協議等を行われたい。

・緊急速報メールによる洪水情報の提供

緊急速報メールの配信の有無、配信対象に関して、河川事務所等と市町村間での認識の齟齬がないよう、また継続して認識を共有できるよう、情報共有を図られたい。

・大雨特別警報の警報への切替時の洪水予報の発表

令和元年東日本台風では、大雨特別警報の「解除」を安心情報と捉えた住民が自宅に戻った後に、上流部で降った雨が下流部に流下し、時間がたってから氾濫が発生した。この課題に対し、国として先行的に仕組み改善を図り、国管理河川においては、今年度から新たに、大雨特別警報が警報に切り替わるタイミングでも、今後の河川水位上昇の見込みや、最高水位となる時間帯などを指定河川洪水予報として発表することとした。協議会の構成員において大雨のピーク後に発生する氾濫への注意喚起に活用されるよう周知を図られたい。

・堤防決壊情報の確実な共有

堤防の決壊が発生した場合には、氾濫による被害の状況が大きく変化することが想定されることから、堤防の決壊が確認された段階で、その事実が確実に市町村に対して伝達されるよう、情報共有体制の確保に努められたい。また、堤防の決壊を水防団等が発見した場合は速やかに河川管理者とも情報共有されるべきことを、水防管理団体にあらためて周知されたい。

・公共交通事業者の参画及び連携強化

鉄道事業者をはじめ公共交通事業者については、住民の避難行動に資するだけでなく、その運行が水害後の復興にも関係するため、必要に応じ協議会の構成員に加えるとともに、情報伝達など水害時の対応の検討について連携強化に努められたい。

- ・協議会における「地域の取組方針」の見直し

協議会運用通知において、協議会の構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組内容のうち、おおむね5年以内で実施する取組内容等は「地域の取組方針」としてとりまとめ、共有することとしている。令和2年度をもって「地域の取組方針」の対象期間が終了する協議会にあっては、上記の内容も踏まえ、令和2年度中に「地域の取組方針」の見直しを行われたい。

なお、上掲の取組事項については社会資本整備審議会河川分科会「気候変動を踏まえた水害対策検討小委員会」等、令和2年4月時点における国土交通本省における各検討会の議論を踏まえたものであるが、今後公表される答申や提言等の議論の結果を踏まえて、協議会における取組内容については拡充の検討を行う予定であり、拡充の際には改めて通知を発出する旨申し添える。

【資料⑩】

国水環防第27号
令和2年3月25日

都道府県
水防担当部局長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室長

洪水ハザードマップの作成や周知・利活用の取組促進について（通知）

平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号等による災害の発生を踏まえ、重要インフラの緊急点検を実施し、その結果を踏まえた3か年緊急対策に取り組んでいるところです。

このうちソフト対策として、災害時に命を守るために必要なリスク情報の周知として、想定最大規模の降雨に対応した洪水ハザードマップの作成を促進しています。

国管理河川における想定最大規模の降雨に対応した洪水浸水想定区域の指定については、全ての河川において指定済みになっており、都道府県管理河川における洪水浸水想定区域についても、令和2年度末には、概ね完了する見込みとなっております。

つきましては、貴管内関係部局が連携し、貴職における大規模氾濫減災協議会等の場を活用するなどして、下記のとおり、管内の市区町村が洪水ハザードマップを早期に作成し、公表できるよう支援願います。

本通知は、地方自治法（昭和二十二年法律六十七号）第二百四十五条の四第一項に規定する技術的助言とします。

記

1. 水害ハザードマップ作成の手引きの周知について

本手引きは、平成27年9月関東・東北豪雨においては、氾濫域に多数の住民が取り残され救助されるなど、ハザードマップが作成・配布されていても見ていなかったという状況や一般的なハザードマップに記載されている浸水深・避難場所等の情報だけでは住民等の避難行動に結びつかなかった状況も見られ、ハザードマップをより効果的な避難行動に直結する利用者目線に立ったものとするため、有識者の方々より意見を伺い、従来、洪水、内水、高潮・津波に分かれていた各ハザードマップ作成の手引きを統合・改定した「水害ハザードマップ作成の

手引き」を作成していますので管内の市区町村へ周知願います。

2. 水害ハザードマップ作成支援ツールについて

本ツールは、必要最低限の情報を含んだ水害ハザードマップを、市区町村職員が直営で容易に作成できることを目的としたツールであり、特に小規模自治体等の負担軽減を図ったものです。本ツールの紹介動画を作成したことから、本ツール周知と合わせてご活用ください。

<ハザードマップ作成支援ツール操作紹介動画>

http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/index.html

3. 防災・安全交付金について

想定最大降雨に対応した洪水ハザードマップの作成や避難訓練、まちごとまるごとハザードマップの取組による災害関連標識の設置にあたっては、防災・安全交付金で河川改修等を実施している河川で行うソフト対策を「効果促進事業」の交付対象としていますが、平成29年度からは、「効果促進事業」の交付対象を事業計画で定められた流域内で実施するソフト対策になっていて周知願います。

また、想定最大降雨に対応した洪水ハザードマップの作成にあたっては、防災・減災、国土強靭化のための3ヵ年緊急対策として、令和2年度予算の臨時・特別の措置となっていますので、遺漏なきよう周知願います。

4. 洪水浸水想定区域等のデータ提供について

国土交通省では、様々な災害リスク情報を簡便に入手できる環境の整備、災害時における情報収集や防災関係機関との情報共有等を目的として、「ハザードマップポータルサイト」、「統合災害情報システム（DiMAPS）」、「地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）」及び「国土数値情報ダウンロードサービス」以下、「各種システム」）を運用しています。

各種システム情報の原典データとして、津波・洪水・高潮の各種浸水想定の区域指定に関するGISデータについて、順次、各種システムへの登録作業を進めているところですが、新規の区域指定や区域指定の見直し等があった場合は、引き続き、各種システムへ登録できるようデータ提供をお願いします。

水害ハザードマップ作成の手引き

～効果果的な避難行動に直結する水害リスク情報を周知するために～

「水害ハザードマップ作成の手引き」の改定（平成28年4月） 背景と改訂のポイント

背景

- 平成27年水防法改正により、**想定最大規模の降雨・高潮に対応した浸水想定**を実施し、これに応じたハザードマップの改定が必要となった
- 平成27年9月関東・東北豪雨災害では、多数の住民が取り残され救助されるなど、**ハザードマップが配布されていても見ていなかった**
- 従前のハザードマップに記載されている浸水深・避難場所等の情報だけでは**避難行動に結びつかなかった**

改定のポイント

- ◇ 平成27年9月関東・東北豪雨災害を踏まえ、市町村において**早期の立ち退き避難が必要な区域**を検討し、これを水害ハザードマップに明示するよう、手引きに記載
- ◇ 地域により発生する水害の要因やタイミング、頻度、組み合わせは様々に異なることから、**市町村が事前に地域における水害特性**等を十分に分析することを推奨
- ◇ 利活用シチュエーションに応じた**住民目線の水害ハザードマップ**となるよう、**災害発生前にしっかり勉強する場面**、**災害時に緊急的に確認する場面**を想定して水害ハザードマップを作成するよう手引きに記載

「水害ハザードマップ作成の手引き」の構成

※ 国土交通省ホームページより入手可

第1章 総説

- 1.1 水害ハザードマップのあり方
- 1.2 水害ハザードマップの構成
- 1.3 対象とする水害
- 1.4 水害ハザードマップ作成・利活用の流れ
- 1.5 水害ハザードマップ作成・利活用における主な役割分担
- 1.6 水害ハザードマップの検証及び見直し
- 1.7 用語の定義

第2章 水害ハザードマップの作成にあたっての基本事項の検討

- 2.1 地域における水害特性・社会特性の分析
- 2.2 想定最大規模の水害に対する避難の検討
- 2.3 **早期の立退き避難が必要な区域**の検討
- 2.4 市町村界を越えた広域的な避難の検討
- 2.5 水害ハザードマップにおける複数災害の取扱いに関する検討

第3章 水害ハザードマップの作成方法

- 3.1 利活用シチュエーションの検討
- 3.2 水害ハザードマップの作成範囲(表示区域)
- 3.3 水害ハザードマップの縮尺
- 3.4 地図面での記載事項
- 3.5 情報・学習編での記載事項
- 3.6 多言語対応
- 3.7 作成時の注意事項
- 3.8 水害ハザードマップの作成支援

第4章 水害ハザードマップの公表・活用方法

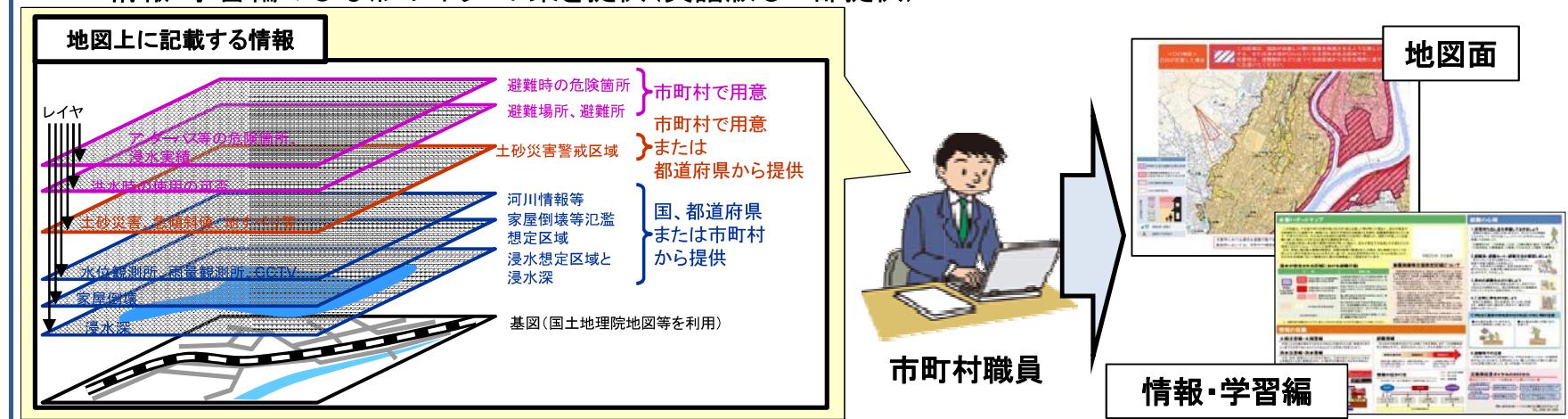
- 4.1 周知・活用の重要性
- 4.2 周知方法
- 4.3 多様な主体と連携した水害ハザードマップの利活用
- 4.4 避難の実効性を高めるための工夫

水害ハザードマップ作成支援ツール

- 市町村における水害ハザードマップ作成の負担軽減のため、必要最低限の情報を含んだ水害ハザードマップ(地図面、情報・学習編)を容易に作成できるツールを構築。
 - ✓ ただし、平時における住民の理解促進や緊急時にも役立つハザードマップとなるよう、各市町村で地域の特性に応じたさらなる工夫を行うことが必要。
- 国土交通省HPにて無償で公開。(平成28年4月～ 提供開始)

水害ハザードマップ作成支援ツールの概要

- ✓ 国や県、市町村から提供される浸水想定区域図を地図上に反映
- ✓ 避難場所、地下街等、要配慮者施設等の名称・位置を入力することで、地図上に反映
- ✓ 「早期の立退き避難が必要な区域」や危険なアンダーパス等の情報も同様に地図上に反映
- ✓ 上記内容や凡例等を地理院地図へ重ね合わせた水害ハザードマップの地図面をファイルに出力
- ✓ 情報・学習編のひな形やイラスト集を提供(英語版も一部提供)



水害ハザードマップ作成支援ツール操作説明動画(約8分)

- 市区町村における水害ハザードマップ作成の負担軽減のため、必要最低限の情報を含んだ水害ハザードマップ(地図面・情報学習面)を容易に作成できる「ハザードマップ作成支援ツール」を国土交通省HPにて無償で公開中
- 「ハザードマップ作成支援ツール」の使い方動画(約8分)を公表(https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/index.html)
- ハザードマップ作成支援ツールの起動からハザードマップ作成までの一連の作業工程を動画にて説明

動画の流れ

```
graph TD; A[①ハザードマップ作成 支援ツールの起動] --> B[②地図レイヤーの設定]; B --> C[③浸水深レイヤーの設定]; C --> D[④シンボル(避難所等)の設定]; D --> E[⑤立ち退き避難が必要な区域の設定]; E --> F[⑥画像の出力]; F --> G[⑦テンプレートを利用した資料の作成]
```

動画イメージ

作成イメージ

②地図レイヤーの設定

④シンボル(避難所等)の設定

③浸水深レイヤーの設定

⑤立ち退き避難が必要な区域の設定

⑥画像の出力

⑦テンプレートを利用した資料の作成

④シンボル(避難所等)の設定

神奈川県大磯町の事例